

南部丘陵における緑地保全の
仕組みづくりについて
〈答 申〉

平成 24 年 11 月

堺市緑の政策審議会

はじめに

堺市緑の政策審議会は、平成 22 年 10 月 7 日、堺市長から「南部丘陵における緑地保全の仕組みづくりについて」諮問を受け、その後 5 回の審議会、9 回の部会を開催、並びに市が実施した地権者への説明会での状況報告を踏まえ審議を重ねた結果、ここに結論を得たので諮問に対する答申を行う。

市は、堺市緑の保全と創出に関する条例を制定し、市、市民、事業者のそれぞれの責務と役割により、協働して緑の保全と創出に関する基本的な施策を推し進めていくことを明確にした。

市は、多くの自然や緑を有する南部丘陵について、その恩恵を享受するだけでなく、市にとって貴重な資源であることを認識するべきである。また、環境共生のまちづくりの視点に基づき、緑の保全を市、市民、事業者との協働により、緑地保全の仕組みを構築することが重要である。

以上のことから、南部丘陵における緑地保全の仕組みづくりの主な答申内容は次のとおりである。

- 南部丘陵において「保全優先地区（特に保全を優先すべき地区）」及び「保全地区（特に保全を優先すべき地区以外の緑地）」を抽出した。
- 保全優先地区における最も有効な緑地保全制度は「特別緑地保全地区」であるが、直ちに保全優先地区全域の指定を行うことは困難であることから、長期的な視野で見据え、条件の整った場所から順次指定を進めることが望ましいとの結論に達した。
- 特別緑地保全地区の指定に至るまでは、維持管理・活用を踏まえた緑地保全制度と併用して総合的に進めることが望ましいと考える。
- 南部丘陵の緑地保全の仕組みについては、「確実な担保」「継続保有の推進」「緑地の維持管理」「緑地の利用・活用の推進」「人材育成と普及啓発」の 5 つの視点で整理し、具体的な施策展開について検討した。
- 緑地保全施策を具体的に推進するにあたっては「普及啓発の継続実施」「財源の確保」「実施の体制と運用」を今後の課題として整理した。

堺市長におかれては、本答申を踏まえ、南部丘陵における自然豊かな里地里山を次代に継承していけるよう、よりいっそう努力することを要望する。

平成 24 年 11 月 12 日

会 長	増田 昇	
副会長	石井 実	
委 員	池田 栄子	池田 正規
	大町 むら子	加我 宏之
	澤木 昌典	田淵 和夫
	寺田 友子	中井 國芳
	中西 義明	藤田 香
	宮川 智子	湯川 まゆみ

目 次

第 1 章	南部丘陵の位置づけ	
1	対象地域の位置	1
2	対象地域の概況	2
3	対象地域の歴史とおいたち	3
4	上位計画等における位置づけ	9
第 2 章	南部丘陵の持つ緑地の価値	
1	里地里山としての緑	16
2	市民生活を支える緑	16
3	原風景と未来の緑	17
4	クールダムとしての緑	17
5	源流の緑	18
第 3 章	南部丘陵の緑地の現況	
1	地形	19
2	航空写真	20
3	土地利用の現況	21
4	法規制の状況	22
5	主な開発動向	23
6	地域団体の状況	24
7	保全・管理活動の状況	25
第 4 章	南部丘陵に関する市民意識	
1	緑の保全と創出に向けたアンケート調査	28
2	「さかい緑のフォーラム」におけるアンケート調査	32
第 5 章	植生等の自然環境からみた緑地の評価	
1	環境区の設定	33
2	自然環境評価の進め方	35
3	自然環境評価の方法	39
4	植生等の自然環境に基づく評価結果	43
第 6 章	南部丘陵の緑地保全のあり方	
1	南部丘陵の緑地保全に関わる現状認識と課題	44
2	南部丘陵における緑地保全の進め方	44
3	保全すべき緑地（保全対象となる緑地）	45
4	施策の体系	56
	A. 確実な担保	57
	B. 継続保有の推進	60
	C. 緑地の維持管理の推進	61
	D. 緑地の利用・活用の推進	62
	E. 人材育成と普及啓発	63
第 7 章	緑地保全施策の具体的推進における今後の課題	64
付表		65
資料		66

第1章 南部丘陵の位置づけ

1 対象地域の位置

南部丘陵は市の南部に位置し、石津川の上流部にあたる。

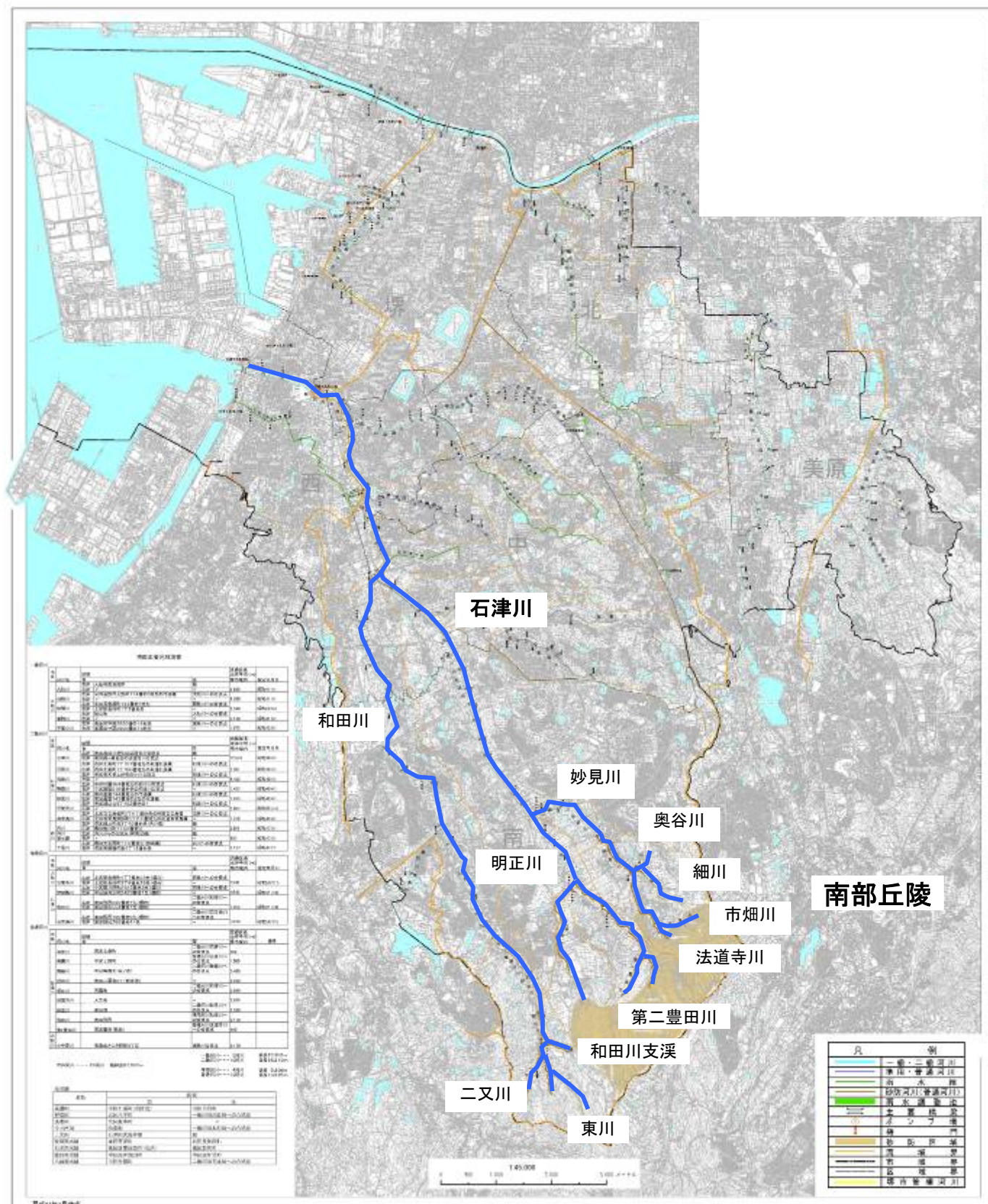


図 1.1.1 対象地域の位置図

資料：堺市河川網図（平成 18 年 4 月）

2 対象地域の概況

南部丘陵の面積は約 1,679ha。町名別では片蔵、泉田中、釜室、岩室、逆瀬川、畑、富蔵、鉢ヶ峯寺、豊田、別所、美木多上を含み、人口 9,141 人、世帯数 3,342 世帯（平成 24 年 9 月末堺市住民基本台帳、ただし町名と対象地区とは一致しない）。小学校区は主に上神谷校区と美木多校区に分けられる。

堺自然ふれあいの森や堺・緑のミュージアム「ハーベストの丘」（以下、「ハーベストの丘」）など、自然に親しめる施設が立地している他、農業生産も盛んで、地域産の農産物を販売する産直施設や観光農園も多数ある。

地区の歴史も古く、昔ながらの農業集落の他、法道寺や櫻井神社など由緒ある寺社・仏閣も点在する。

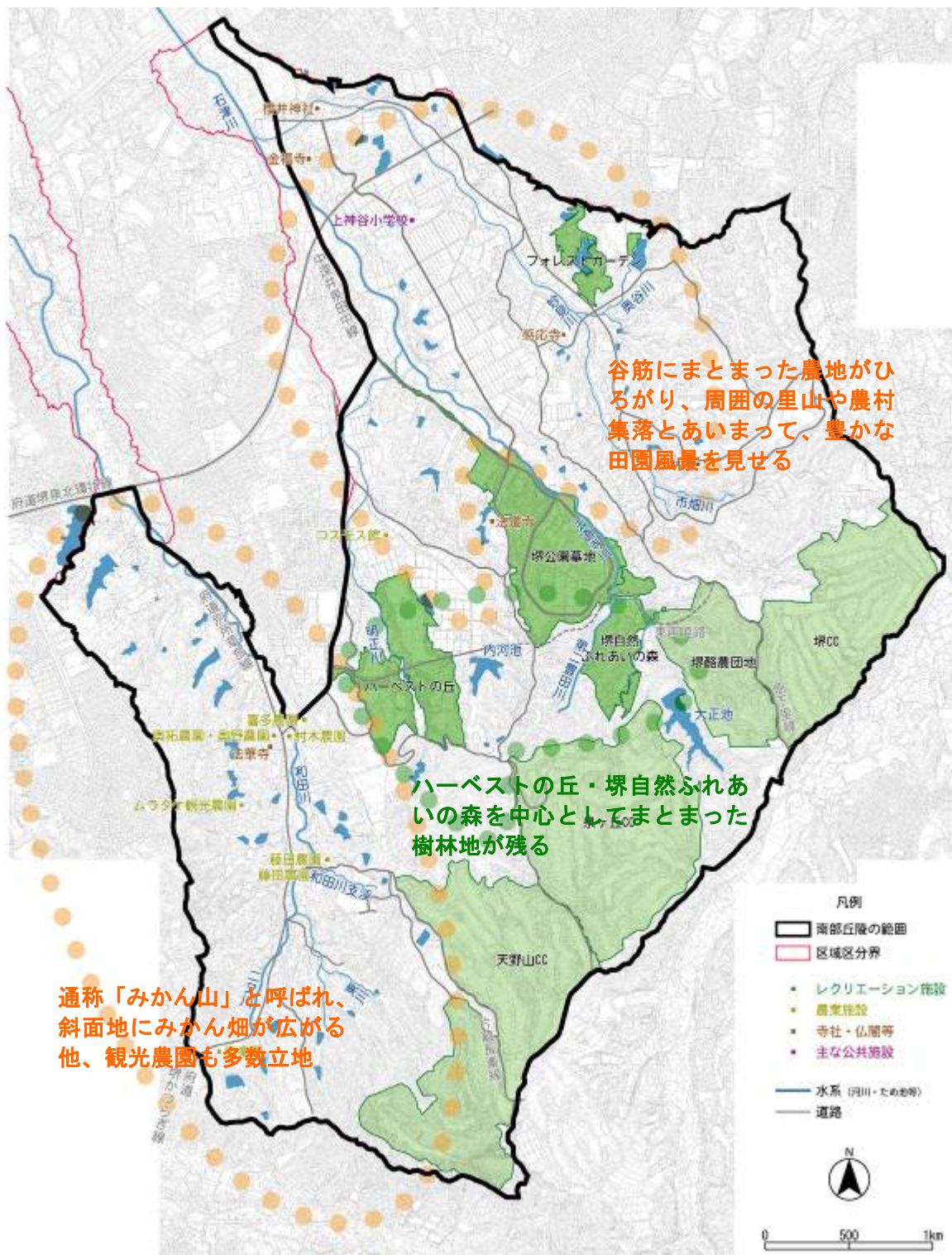


図 1.2.1 対象地域の位置図

6) 昭和 30 年代

- ・ 昭和 34 年に泉ヶ丘町が、昭和 36 年に福泉町が堺市に編入される。
- ・ 酪農団地の整備（昭和 30 年代）。
- ・ 公園墓地の整備（昭和 37 年～）。

7) 昭和 40 年代～平成期

- ・ 昭和 40 年代から泉北ニュータウンが整備され、昭和 46 年に泉北高速鉄道が泉ヶ丘まで、昭和 52 年には光明池まで整備される。
- ・ 泉北ニュータウン間の集落地は、ニュータウン、鉄道などの整備にともない拡大しつつある。
- ・ 下石津泉ヶ丘線、檜尾岩室線などの主要幹線道路が整備され、平成 5 年には、近畿自動車道の堺インターチェンジ～岸和田和泉インターチェンジ間が開通する。
- ・ ゴルフ場開発（3 箇所；昭和 50 年代～）。
- ・ 鉢ヶ峯（昭和 56 年～）、長峰（昭和 59 年～）のほ場整備。

8) 平成期～

- ・ ゆとりとふれあいの場構想（平成 7 年）の策定。
- ・ フォレストガーデンの整備。
- ・ 東西道路の整備（整備中）。
- ・ 堺ハーベストの丘の整備・開設（平成 12 年）。
- ・ 堺自然ふれあいの森の整備・開設（平成 18 年）。

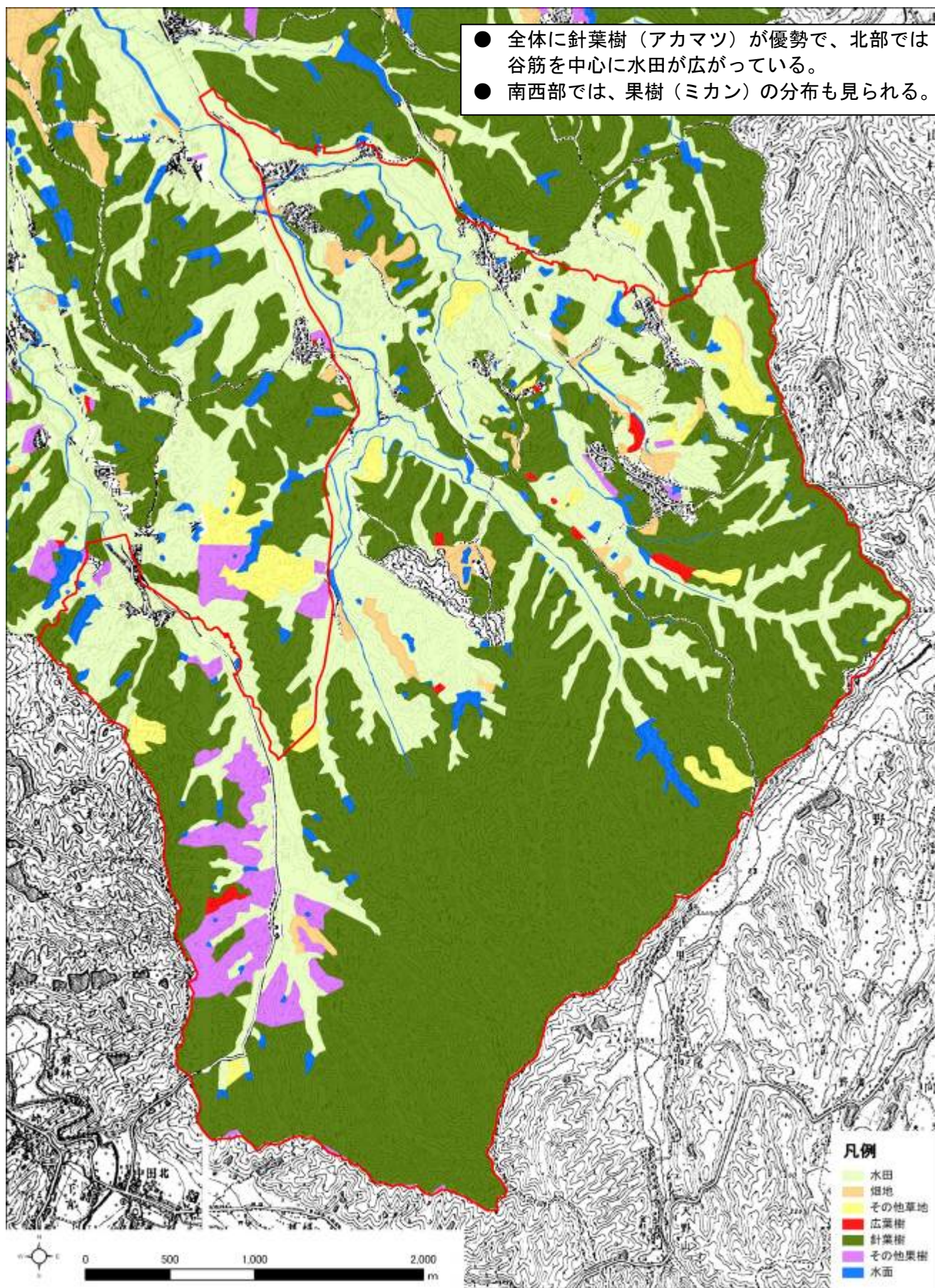
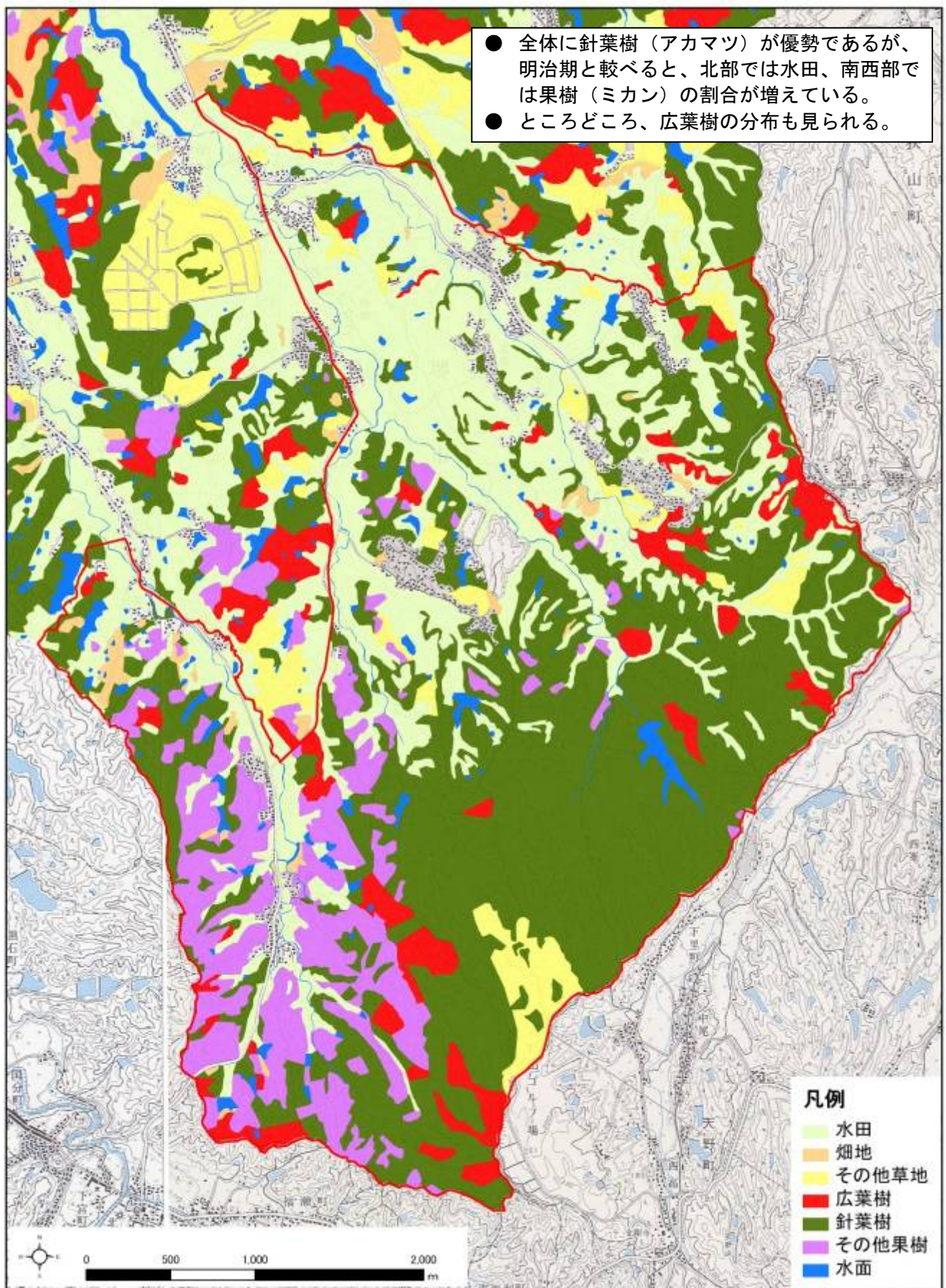


図 1.3.2 明治期の土地利用現況図



資料：二万五千分の一地形図（昭和 42 年改測）国土地理院発行

図 1.3.3 昭和 40 年代の土地利用現況図

(2) おもな歴史文化資源

1) 櫻井神社

- ・ 上神谷八幡宮とも称せられ、応神天皇、仲哀天皇、神功皇后を祀っている。
- ・ 拝殿が鎌倉時代前期の建物で、神社拝殿として最古のもの。国宝。
- ・ 国選択・大阪府指定無形民俗文化財の「こおどり」が中世の頃から受け継がれてきた貴重な神事舞踊。
- ・ 「こおどり」は、地元から発生したものではなく、外から流行り踊りの的なものが、農村である上神谷で定着したもの。和泉市や和歌山のかつらぎ市でも同様の踊りが残っている。基本的に豊作などへの祈りや感謝。こおどりの「こ」は、雨乞いのこ、子どものこ、ツツミのこ、そして神のこの意味と言われている。
- ・ もともと國神社（天照大神；場所は法道寺の横）で行っていたものが、神社合祀により櫻井神社に統合され、櫻井神社で行うようになった（上神谷の9つの神社が櫻井神社に合祀）。



櫻井神社 拝殿（国宝）



国選択・大阪府指定無形民俗文化財のこおどり
（櫻井神社の秋祭りの例大祭）

2) 感應寺（日蓮宗）

- ・ 上神谷の妙見さん。妙見堂が建てられたのは1658年。当時、妙見信仰が盛んで、富蔵には宿屋があり、多くの人でにぎわった。
- ・ 北は能勢妙見、東は星田妙見、南は上神谷妙見。
- ・ 妙見とは、北斗星を祭り、国土を守り、災害消滅の祈願仏。

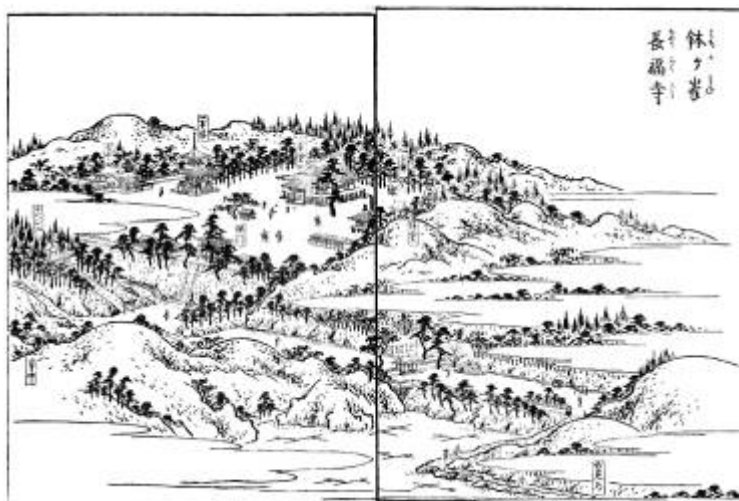


資料：和泉名所図会

図 1.3.4 歴史資料図（感應寺）

3) 法道寺

- ・ 天智天皇9年（670年）、法道仙人が当山に来て、飛鉢の法を行い、その靈驗あらたかなるを聞き、建立された閑谷院長福寺を前身とする。
- ・ 当時は、49の塔頭寺院を擁する大寺。



資料：和泉名所図会

図 1.3.5 歴史資料図（法道寺）

4)「上神谷」という地名について

出典：創立 100 周年記念誌（堺市立上神谷小学校）

- ・ 上神谷（にわだに）の地域は、昔は「和泉国大鳥郡上神郷（かみみわのさと）」と称した。
- ・ 大鳥郡は、ヤマトタケルノミコトという英雄が亡くなった時、大きな白鳥となって（化身）、今の大鳥神社に舞い降りたという神話があり、そこから大鳥神社という名前となった。
- ・ この白鳥は、まず鉢ヶ峯に降り（國神社の場所と言われている）、榊をとって、富蔵山の上を飛んで、大鳥神社の場所に舞い降りたと言われている。
- ・ この鉢ヶ峯の榊をとった場所が「上神郷（かみみわのさと）」である。
- ・ 古い時代には、神のことを「みわ」と言ったので、「上神郷」とは、神さまが降りて来られたところという意味であった。そして、「みわ」が「にわ」に変化して、「にわだに」となった。
- ・ 飛鳥時代の古事記や日本書紀に、崇神天皇に関する伝説では、大和の三輪と鉢ヶ峯、陶器荘が関係する話が出ている。大和の三輪地方は大昔から酒の産地として有名なところで、陶器荘は有名な陶器の産地で酒かめを焼いていた。三輪・陶器・上神は深い関係があったと推測される。

5) 上神谷音頭

出典：創立 100 周年記念誌（堺市立上神谷小学校）。昭和 20～30 年代と推定される。

上神谷音頭		作 詞 小谷 方明
		作曲・振付 池西 富子
1、ここは上神谷 お米の名所 谷の奥にもエーヤ 秋はこがねの花がさく 花がさく ササ 花がさく	4、厄をはらうなら 妙見さんに 二月節分エーヤ わしとおまへの星まつり 星まつり ササ星まつり	
2、村の氏神 桜井神社 だんじりひいてエーヤ たいこたたいて秋まつり 秋まつり ササ 秋まつり	5、月が出た出た まんまるくまるく おどる輪のようにエーヤ 月が出ました金剛山	
3、見たか 聞いたか こおどりばやし 赤と黒とのエーヤ 鬼が出てきて舞いおどる		

6) 昭和時代の上神谷の地域

- ・ 里山の木は、かまどの薪、松の落ち葉を焚きつけ用に使った。
- ・ ホタル、ヤマユリ、カワバタモロコ、神社の森にはミミズクも来た。
- ・ 落ち葉すきは子どもの作業として実施。正月前にはシダをとりにいった。
- ・ 雨乞いの儀式も行った。ため池で泳いだ。
- ・ 昔は地名が細かく付いていた。地域の中でどこに何があるかをよく知っていた。
（櫻井神社宮司談）

4 上位計画等における位置づけ

(1) 堺市マスタープラン基本計画「さかい未来・夢コンパス」／平成 23 年 3 月策定

1) 計画の位置づけ

堺市総合計画「堺 21 世紀・未来デザイン」の基本構想のもと、今後のまちづくりの基本的考え方と取組を示す、基本計画と実施計画の要素を併せもったプラン

2) 計画期間

平成 23～32 年度

3) めざすべき堺の将来像

未来へ飛躍する自由・自治都市～安らぎ・楽しみ・活躍する場として「希まれるまち」へ～

4) 南部丘陵の位置づけ

まちづくりを進める基本的考え方の中で、「環境共生の重点推進エリア」として示され、以下の図のように「クールダム」として位置づけられている。

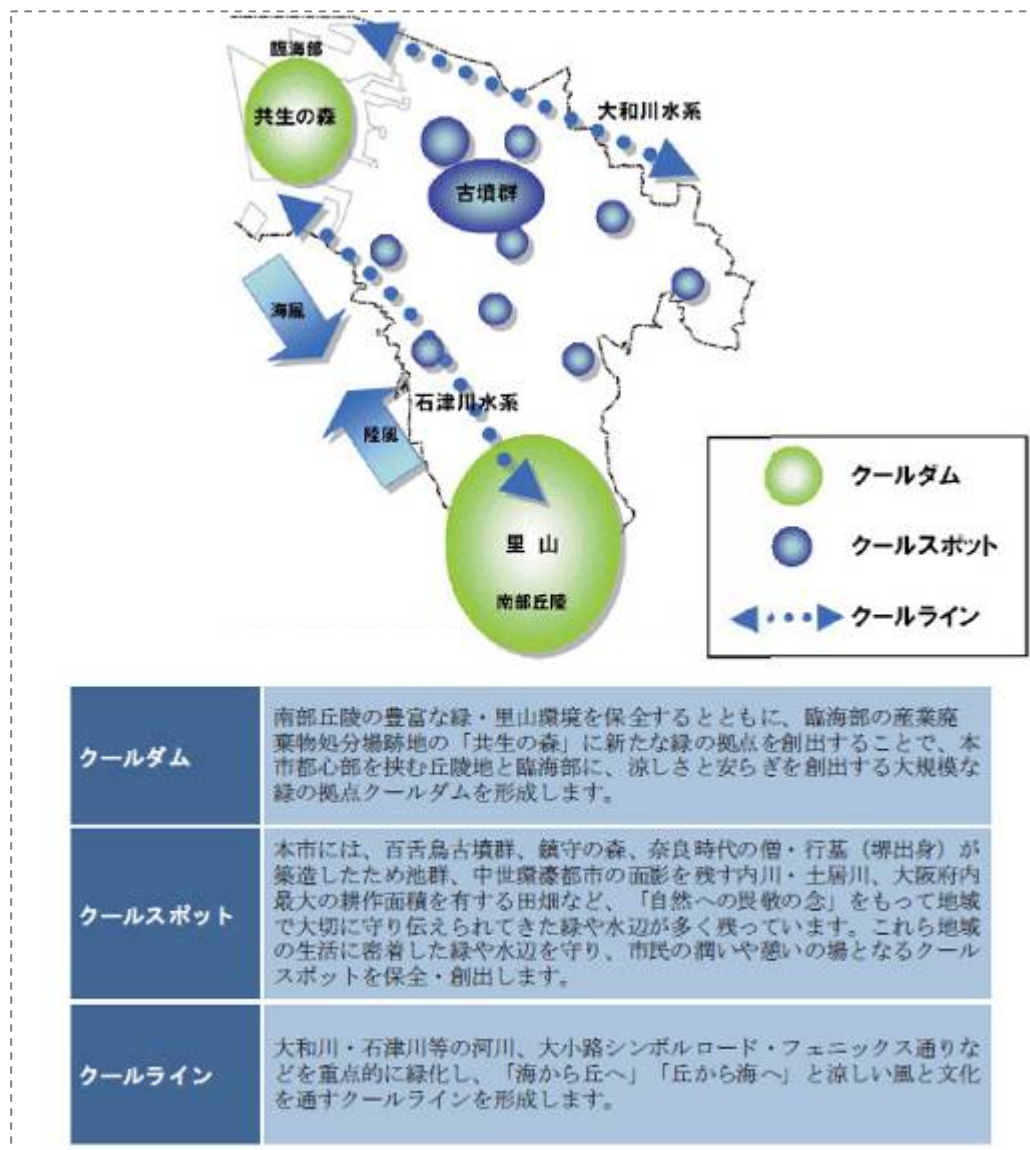


図 1.4.1 環境共生の重点推進エリア

(2) 堺市都市計画マスタープラン（全体構想）／平成 24 年 10 月時点 現在改定中

1) 計画の位置づけ

都市計画に関する基本的な方針で、目標年次は平成 32 年度。

2) 南部丘陵の位置づけ

土地利用・都市空間の方針において、南部丘陵は、下図のように「丘陵地」として位置づけられ、以下のように方向付けられている。

○丘陵地

泉北ニュータウン以南の南部丘陵地とこれにつながる田園集落地は、無秩序な市街地の拡大を抑制し、良好な自然環境の保全を基本に、農業振興と集落地の生活環境の向上などを図るとともに、身近な自然とのふれあいの場や環境教育の場等としての活用につとめます。

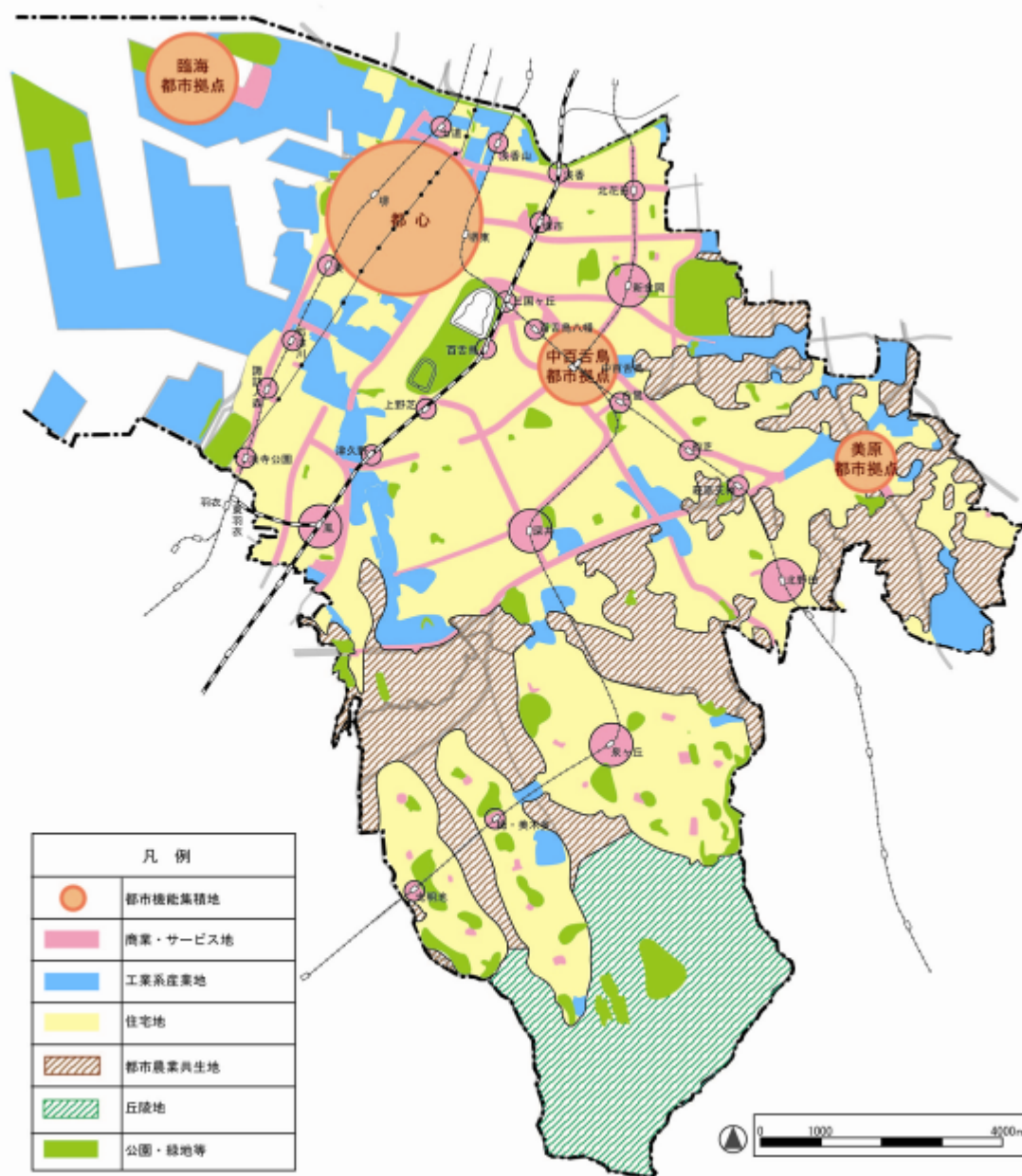


図 1.4.2 土地利用・都市空間方針図

(3) 堺市緑の基本計画／平成 13 年 7 月策定

1) 計画の位置づけ

本市の緑のあるべき姿と、それを実現するための施策の考え方を明らかにし、今後、取り組むべき施策の指針とするもの。目標年次は、概ね 20 年後。

2) 緑の将来像

○ 基本理念

緑が育む堺の 21 世紀—緑が育む健康・安全・魅力そして誇り—

○ 緑の配置と質の目標

その 1 つとして「堺らしさを象徴する緑のシンボルエリアを育む」があり、その中で「南部丘陵エリア」が位置づけられている。

3) 実現のために

上記の将来像で位置づけた「南部丘陵エリア」について、施策の方針と、展開が以下のように示されている。



図 1.4.3 緑の将来像図

<目標：南部丘陵エリア> 里山の景観を守る新しい仕組みをつくる
里山の景観を次代に継承し、堺らしさを象徴します。

<施策の方針>

- 緑豊かな自然環境を保全、活用したレクリエーション空間のネットワークづくり
- 里山の多様な景観を守ることができる新しい仕組みづくり

<施策の展開>

- 里山レクリエーションネットワークづくり
- ゆとりとふれあいの場構想の推進
- 農とのふれあい空間の整備
 - ・農業公園や市民農園の整備
 - ・酪農団地や観光果樹園などの活性化
- 自然とのふれあいを実感できる空間の整備
 - ・自然体験の拠点となる緑地や散策路の整備
 - ・良好な樹林地や農地、ため池の保全
 - ・重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区の設定
 - ・生き物の生息に配慮した環境の整備
- 市民ニーズに応じた緑豊かな公園基地の整備
- パートナーシップによる新しい市民の里山づくり
- 市民参加の里山管理活動の推進
- 土地所有者や市民活動への支援制度の検討

図 1.4.4 緑の基本計画概要版(南部丘陵エリア)

(4) 堺市緑の基本計画推進プラン／平成 22 年 8 月策定

1) 計画の位置づけ

緑の基本計画を実現するためのアクションプログラム。計画期間は今後 4 年間（平成 22～25 年度）。この 4 年間で重点的に取り組む重点施策を定めたもの。

2) 重点施策

6 つの重点施策のうちの 1 つが、以下の通り、南部丘陵に直接関係するものである。

○農と緑の里づくり

本市に残された樹林地や農地、ため池などの緑豊かな自然環境を保全・活用した農と緑の里づくりを推進します。丘陵地に残る大規模な緑は、生物多様性の保全に寄与するほか、涼しさとやすらぎを創出するクールダムを形成します。人との関わりで育まれてきた里山の多様な景観を次代に継承していくために、これからも里山を守り続ける仕組みと地域の魅力の創出につなげる仕組みを構築し、市民協働のもと取り組んでいきます。

【施策の名称】

- ・ 南部丘陵における緑地の保全
- ・ 堺自然ふれあいの森の充実
- ・ 農空間の保全・活用

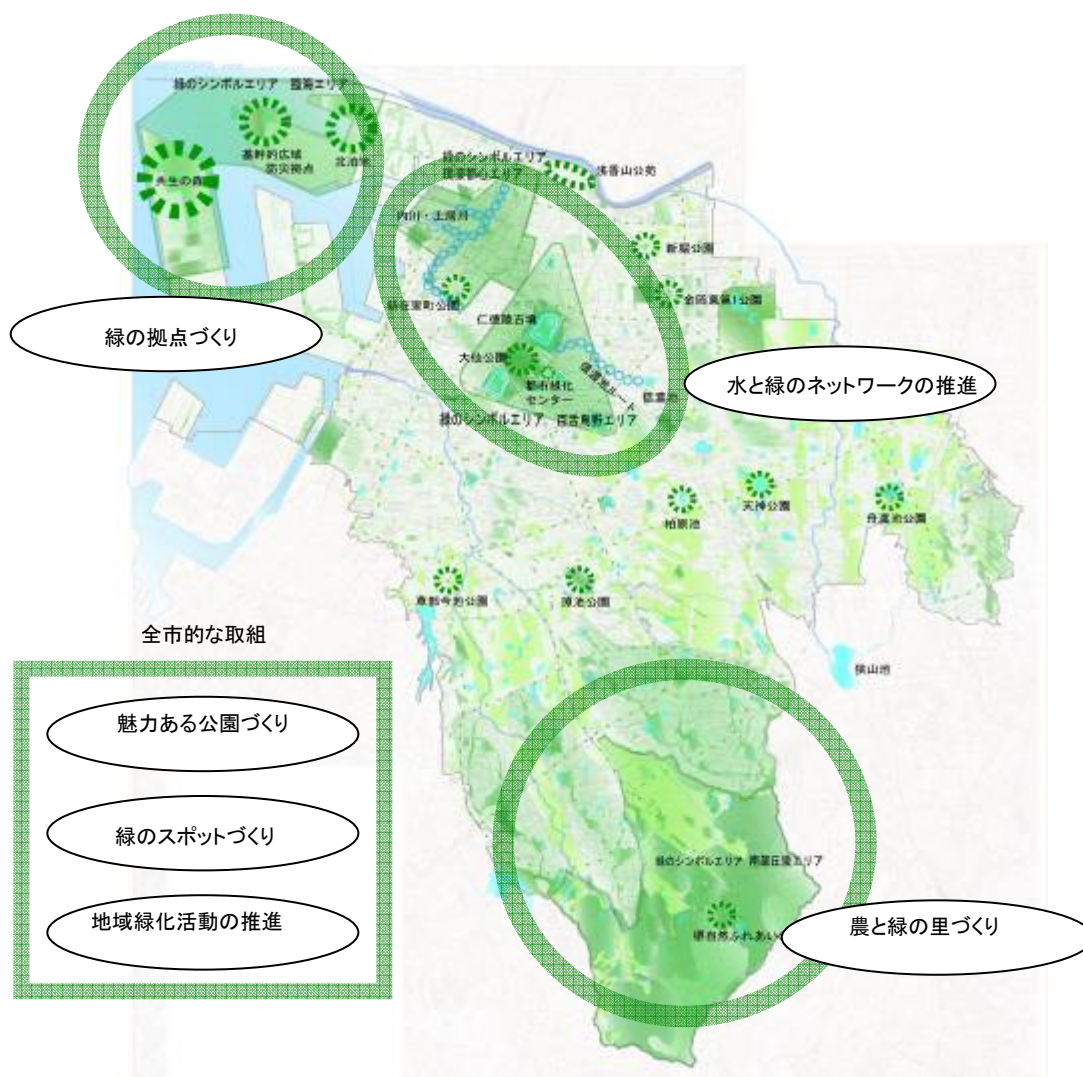


図 1.4.5 重点施策関連位置図

(5) 堺市環境モデル都市行動計画／平成 21 年 4 月策定

1) 計画の位置づけ

政府が募集した「環境モデル都市」に平成 21 年 1 月に認定を受けた。本計画は本市が掲げる温室効果ガスの削減目標と今後 5 年以内に具体化を図る取組をまとめたもの。

2) 削減目標

市域全体の温室効果ガス総排出量を、基準年度を 2005 年度とし、2020 年度に 5 %増加まで抑制、2030 年度に 15%削減、2050 年度に 60%削減としている。

3) 取組内容

削減のために 3 つのイノベーション（エネルギー、モビリティ、ライフスタイル）の取組を行うこととしており、南部丘陵に関係するものはライフスタイルイノベーションに位置づけられており、以下の通りである。

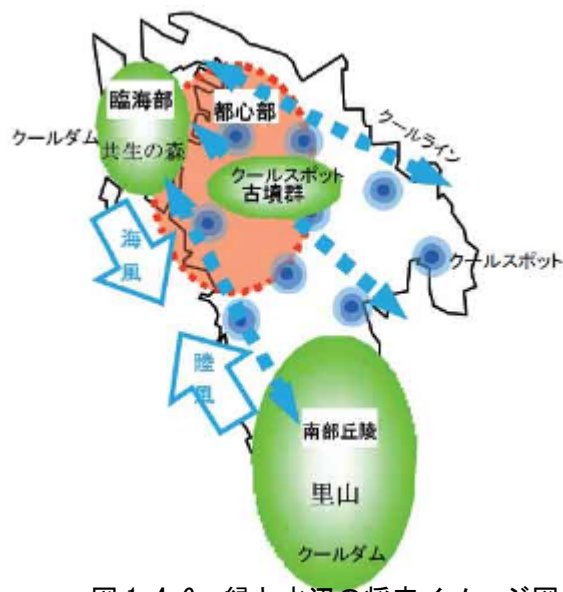


図 1.4.6 緑と水辺の将来イメージ図

歴史と文化で彩られた緑と水辺を次世代へ継承

○「SAKAI グリーンプロジェクト」による自然の保全・創出

まちなかに緑や水辺の「自然」を取り込むため、産官学民すべてが主体的に行動して自然を保全・創出する「SAKAI グリーンプロジェクト」を実施する。これにより、市域のヒートアイランド現象を緩和するとともに、市民、事業者の環境意識の向上を図る。

○大規模な緑の拠点「クールダム」の形成

南部丘陵の豊富な緑・里山環境を保全するとともに、臨海部の産業廃棄物処分場跡地の「共生の森」に新たな緑の拠点を創出することで、本市都心部を挟む丘陵地と臨海部に、涼しさと安らぎを創出する大規模な緑の拠点クールダムを形成する。

【取組の詳細】

・南部丘陵における『南部丘陵の森』プロジェクト

南部丘陵における「南部丘陵の森」プロジェクトにより、一定面積のクールダムを確保する。

・南部丘陵を各主体が管理する『市民・企業の森』プロジェクト

南部丘陵において、「クールダム認定制度」により地域を保全対象に認定することにより市民や土地所有者の認識を向上させ、「グリーンアドプト制度」により企業や市民団体等と継続的な保全活動を行う協定を結んで保全活動を支援、さらには森林を買い取って保全するための基金を創設する「グリーントラスト制度」を構築し、市民の森・企業の森として各主体により保全活動が行われる体制を整備する。

表 1.4.1 排出量の削減見込み量の算定根拠・詳細説明（クールダムの形成・南部丘陵）

	現況	2013 年	2020 年	2030 年	2050 年
面積(ha)	1	13	45	88	127
吸収増加量(t-CO ₂)	—	110.4	282.2	509	737.1

樹種は、クヌギ・コナラを想定。

(6) 南区まちづくりビジョン／平成 20 年 8 月策定

1) 計画の位置づけ

めざすべき将来像を共有し、区民自らがまちづくりに取り組み、行動していくための指針として、区民まちづくりビジョンを策定。住民等からなる区民まちづくり会議を設置して策定。

2) まちづくりの方向性

このビジョンでは、南区の特色の 1 つを「丘陵地の豊かな自然環境と農空間」として捉えており、目指すまちづくりの方向性を、「自然とふれあい、人と人とのつながりを大切にするまち」と定めている。

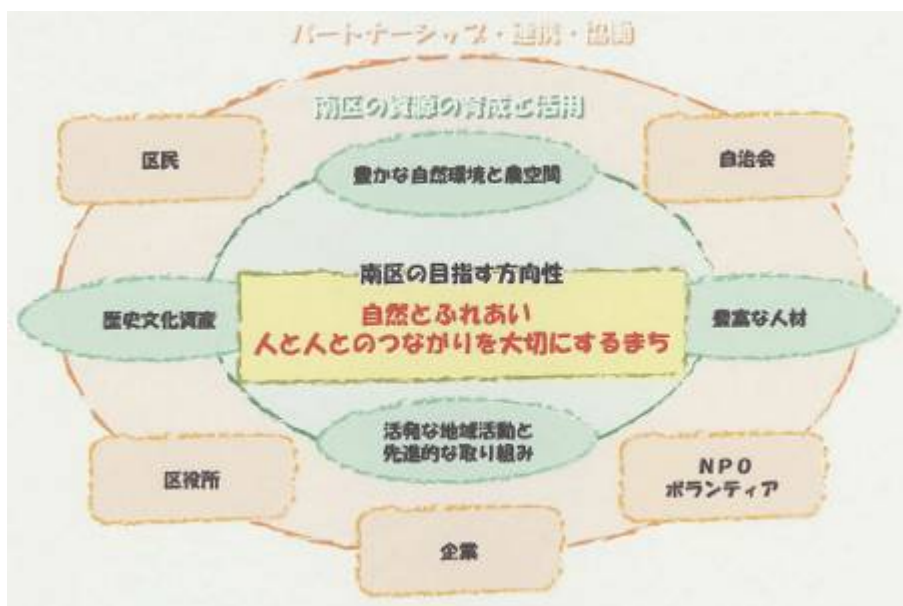


図 1.4.7 南区まちづくりの方向性

3) アクションプログラム

概ね 4 年間で解決に取り組む「アクションプログラム」を定めている。南部丘陵の緑地保全に関係するものを以下に列挙する。

くらしやすいまちの創造～南区独自のブランドの形成～

○南部丘陵の保全と農空間の保全・活用

南区の貴重な財産である南部丘陵の自然と、多面的な機能を有する農空間の保全と活用を、区民、地権者、行政が一体となって進めます。

持続可能なまちづくり～元気で活気あふれる地域～

○石津川上流の水質保全と生態系の再生

南部丘陵に生息する絶滅危惧種のカワバタモロコの保護・増殖活動を通じて自然への関心や、環境を保全する意識を高めます。

(7) 泉北ニュータウン再生指針／平成 22 年 5 月

1) 計画の位置づけ

本再生指針は、現在既にある問題に対応した取組や、今ある資源を活用した取組とともに、20 年後のまちの姿や住民の暮らし方を想定しながら、今後 10 年間で取り組むべき方針についてとりまとめている。

2) 再生の基本的な考え方

○再生の理念

泉北ニュータウンのまちの価値を高め、次世代へ引き継ぐ

○再生の基本方針

基本方針 1：多様な世代が暮らし続けることができるまちをめざす

基本方針 2：人や環境にやさしいまちと暮らしの実現をめざす

基本方針 3：まちに関わる人の輪を広げ、つなぎ、地域力の向上をめざす

基本方針 4：泉北ニュータウンの再生を推進するための仕組みの構築をめざす

3) 南部丘陵との関わり

上記の「基本方針 2」において、目標とする暮らし像（泉北スタイル②）として「自然にふれる・農を楽しむ・エコを考える」を設定し、以下のようなイメージを例として描いている。

- ニュータウン周辺の農地で採れた新鮮な野菜を使った料理を出すカフェを経営し、農業を支援するとともに、生産者と消費者をつなぎ「食の安全性」を高める活動などを楽しむ暮らし。
- 週末に緑道やニュータウン周辺の田園地帯をウォーキングで巡り、季節に応じた作物の成長や花木や鳥・昆虫などの生物の営みを感じ、自然環境の豊かさや四季の風景の美しさを身近に感じることで暮らす。
- ニュータウンの周辺にある遊休農地の活用や放置された里山の下草刈りなどを、周辺地域の住民とも連携した取組として楽しむ暮らし。

基本方針に基づく「再生に向けた取組」の 1 つとして、以下の事項が上げられている。

- ゆとりのある郊外居住を実現するまちとして、緑豊かな住環境と自然や農に触れる環境を整備する
- 農地や里山等の保全活動への市民参加
行政が管理している里山や緑地の管理を NP0 や地域団体等と協働して、間伐や下草刈りを実施するとともに、里山をフィールドとした環境学習などの推進をはかります。また、遊休農地の解消に向けて、地域ぐるみの取組の一つとして市民参加による景観作物（コスモス、レンゲなど）の栽培や市民農園としての活用などの有効利用を促進するとともに、高齢化が進む農家の農作業を支援する市民のボランティア活動などを推進します。

第2章 南部丘陵の持つ緑地の価値

南部丘陵の持つ緑地の価値を以下に整理する。

1 里地里山としての緑

大都市（政令指定都市）に多様な生き物が共生する「里地里山としての緑」の価値を有する。

- ・2010年11月、愛知県名古屋市で開催された国連地球生きもの会議（COP10）など生物多様性を巡る関心や気運が向上している中で、政令指定都市である大都市・堺市にも貴重な里地里山がある。
- ・南部丘陵には、里山、農空間、水路、ため池、集落等が一体として存在し、堺市レッドリストに掲載される多くの生きものが生息している。



カスミサンショウウオ(幼生)



オオタカ



カブトムシ



ヒメミクリ



明正川

2 市民生活を支える緑

環境学習や遊び、なりわいの場としての「市民の生活を支える緑」の価値を有する。

- ・約84万人の市民、さらには約15万人の南区の区民から非常に近い距離にあり、市民の生活を支える緑である。特に、堺自然ふれあいの森をはじめとした自然との関わりの場がある。
- ・その他ハーベストの丘、コスモス館、農業体験の場など関連する魅力資源が豊富に存在しており、農業振興の場、活力を産み出す場でもある。



小学校の環境学習
(堺自然ふれあいの森)



長峰のコスモス

3 原風景と未来の緑

文化を継承し、未来の可能性を探る「原風景と未来の緑」の価値を有する。

- ・古の昔から里地里山と人々の関わりの中で生まれてきた知恵や技を有し、その結果、美しい里地里山の風景が形成されてきた原風景の場である。
- ・さらに上神谷の歴史や文化、櫻井神社のこおどりとといった伝統芸能などを有する地域である。
- ・また、これらの地域は、自然エネルギー、食、福祉など未来の緑地の活用について可能性を探る場ともなる。



法道寺

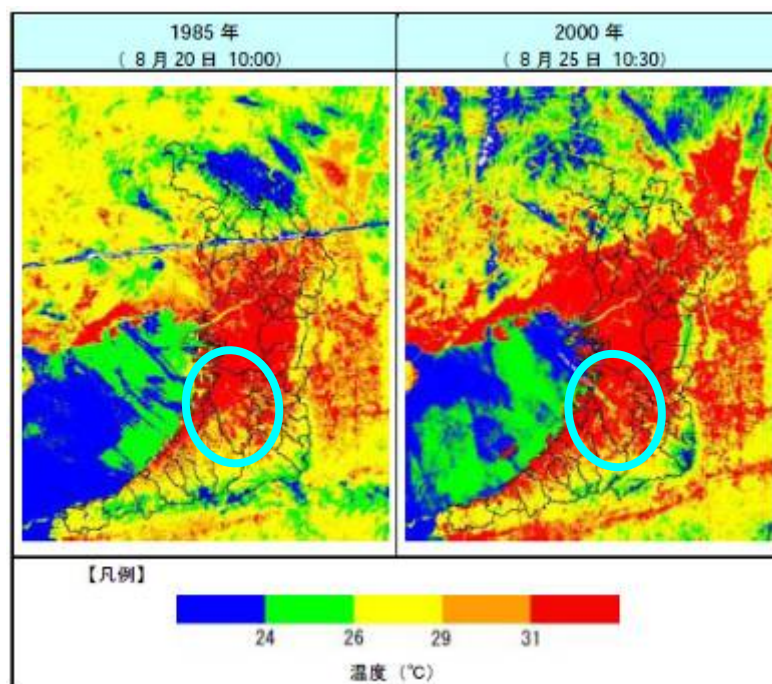


長峰ほ場整備地区（秋の長峰）

4 クールダムとしての緑

低炭素社会に貢献する「クールダムとしての緑」の価値を有する。

- ・市域面積の45%が緑地で、そのうち樹林・樹木地（二次林等）の68%が南部丘陵であるなど、南部丘陵は、市の緑地へ多大に寄与している。
- ・環境モデル都市「クールシティ堺」における重要な柱として、臨海部の共生の森等とともに「クールダム」として位置づけられており、CO₂吸収、ヒートアイランド緩和への効果が期待される。



資料：大阪府環境情報センター

図 1.2.1 ランドサットにより撮影された地表面温度の状況

5 源流の緑

石津川流域を軸に市域全体に発信する「源流の緑」の価値を有する。

- ・南部丘陵は、市の水系の背骨となる石津川の上流域（水源地）にある森であり、農業用水の水源やアユなどの生き物生息など流域としての価値を発揮している。お米は「上神谷米」として販売。
- ・さらに、石津川のネットワークを、水の道、風の道、生き物の道として、そして、流域を介した人のネットワークとして活用し、市域全体に緑や自然の価値を発信できる可能性がある。



図 1.2.2 南部丘陵・石津川水系・臨海部における環境活動の状況



百済川（石津川支流）での観察会（神石小）



上神谷米



観察会で発見されたアユ

第3章 南部丘陵の緑地の現況

1 地形

南部丘陵の標高は概ね 50～200mの間であり、比較的なだらかな斜面に位置し、大正池を主な水源池とする石津川と、和田川が主な水系を形成しており、付近の農業用水としても利用されている。

いずれも丘陵地にはさまれた谷筋を流れ、市街地内を通過して大阪湾へと注いでおり、市の骨格となる水系を形成しているほか、ため池や小さい池が多く見られ、丘陵部に点在している。

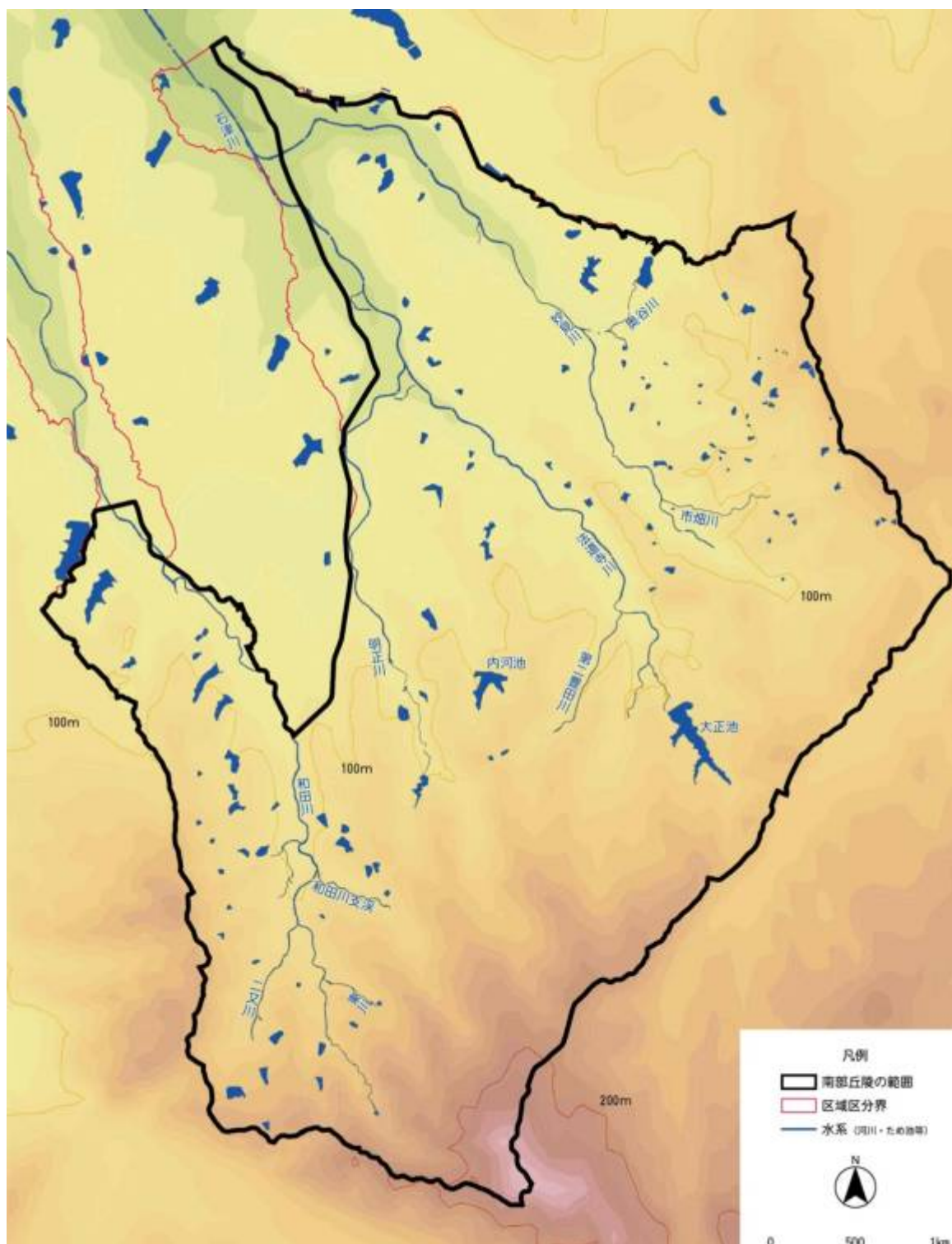
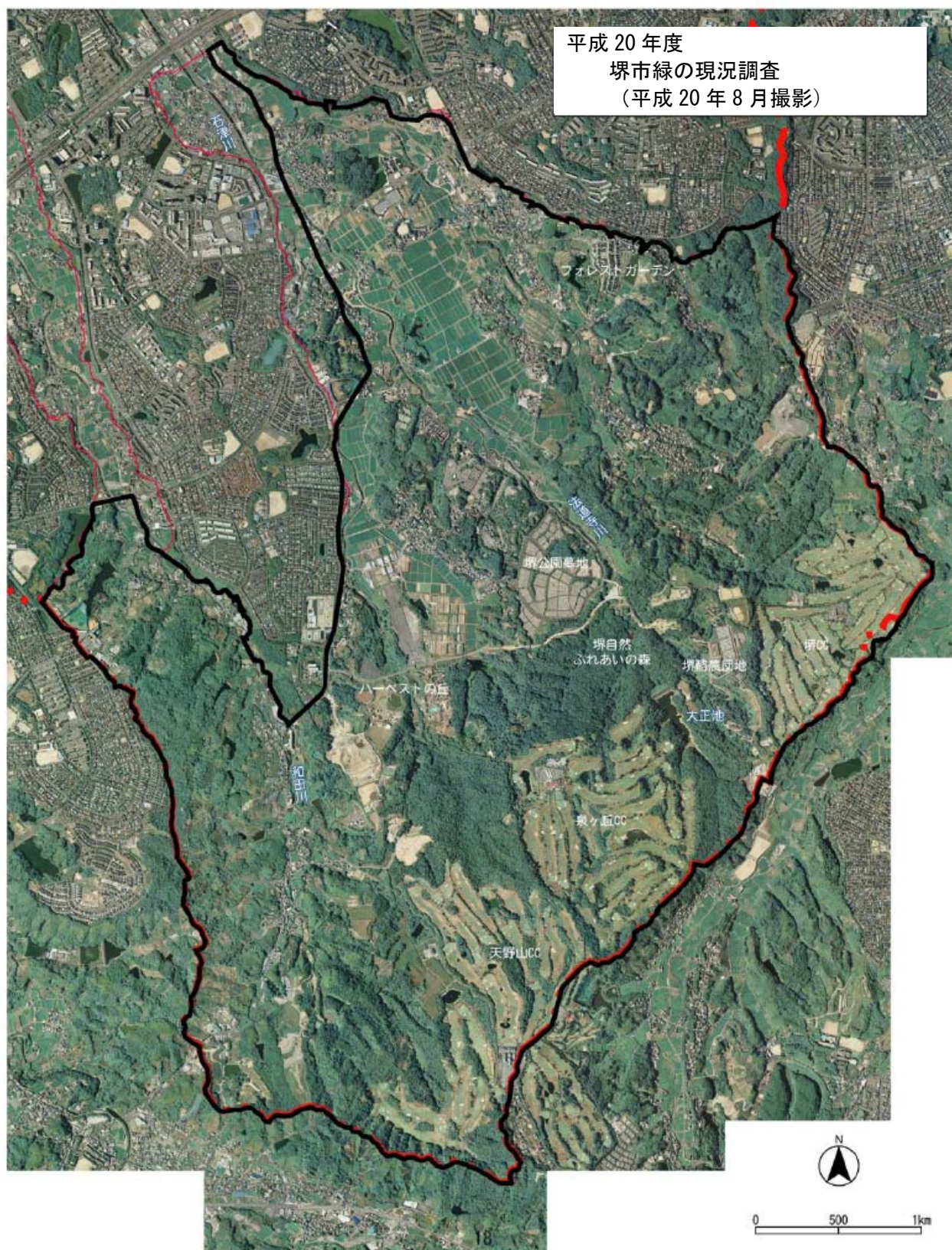


図 3.1.1 南部丘陵の地形図

2 航空写真

南部丘陵の航空写真から、緑地や農地等を主体とした土地利用であることがよくわかる。

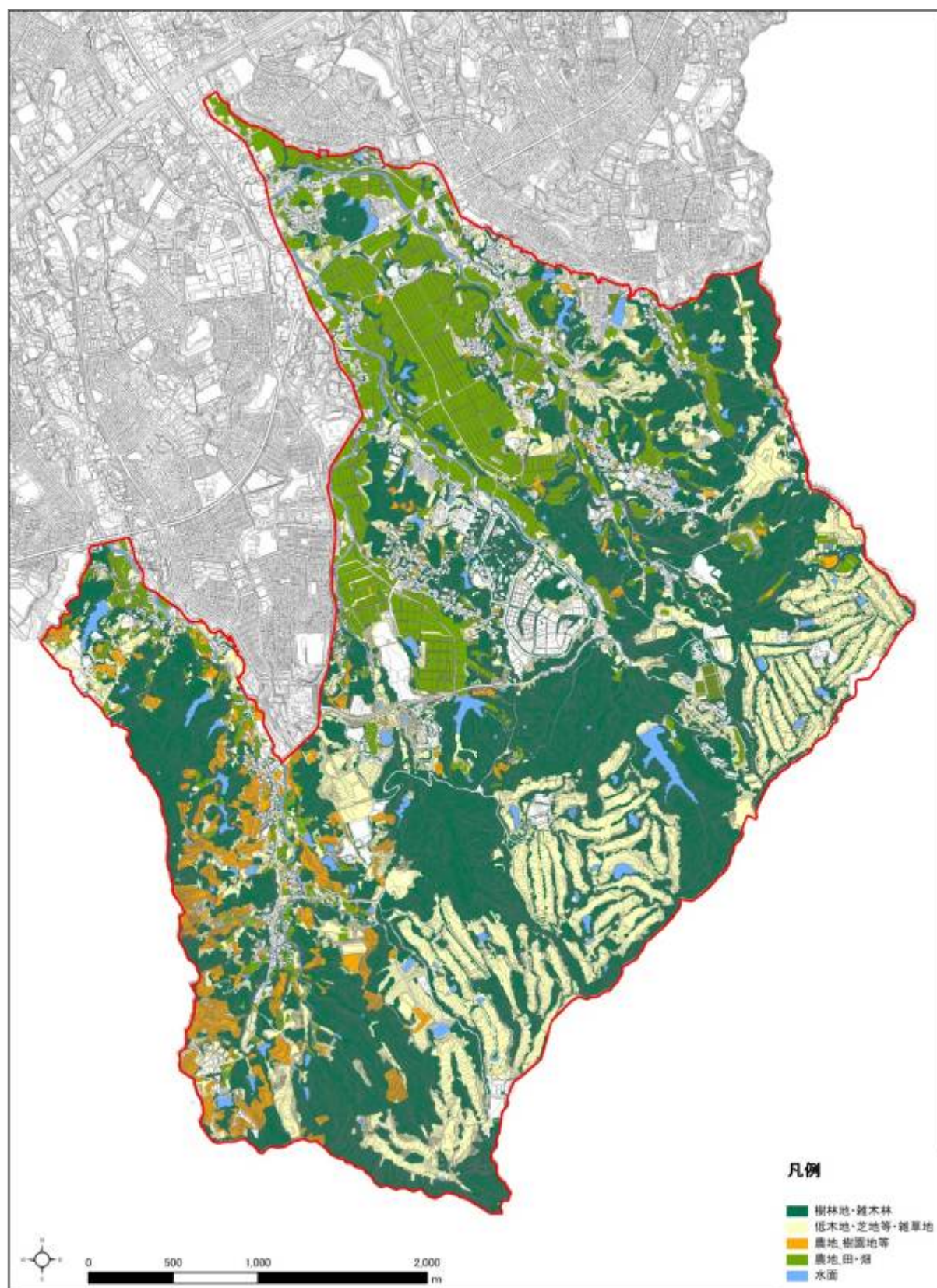


資料：堺市緑の現況調査（平成 20 年度）

図 3.2.1 南部丘陵の航空写真

3 土地利用の現況

丘陵の頂部を中心にまとまった樹林地・雑木林が残っており、北部の平坦な場所には農地（田・畑）が中心の土地利用となっている。西部は農地（樹園地）が分布している。



資料：堺市緑の現況調査（平成20年度）

図 3.3.1 南部丘陵の緑の現況図

4 法規制の状況

南部丘陵は市街化調整区域であり、そのうち大半が農業振興地域に指定され、長峰・鉢ヶ峯を中心に場整備が行われている。

南部丘陵には、公有地として堺公園墓地、堺自然ふれあいの森、フォレストガーデン、ハーベットの丘（一部民有地）が整備されており、市民活動が楽しめる場となっている。

南部丘陵の市境付近の樹林地（ゴルフ場除く）は特に法規制等が適用されていない。

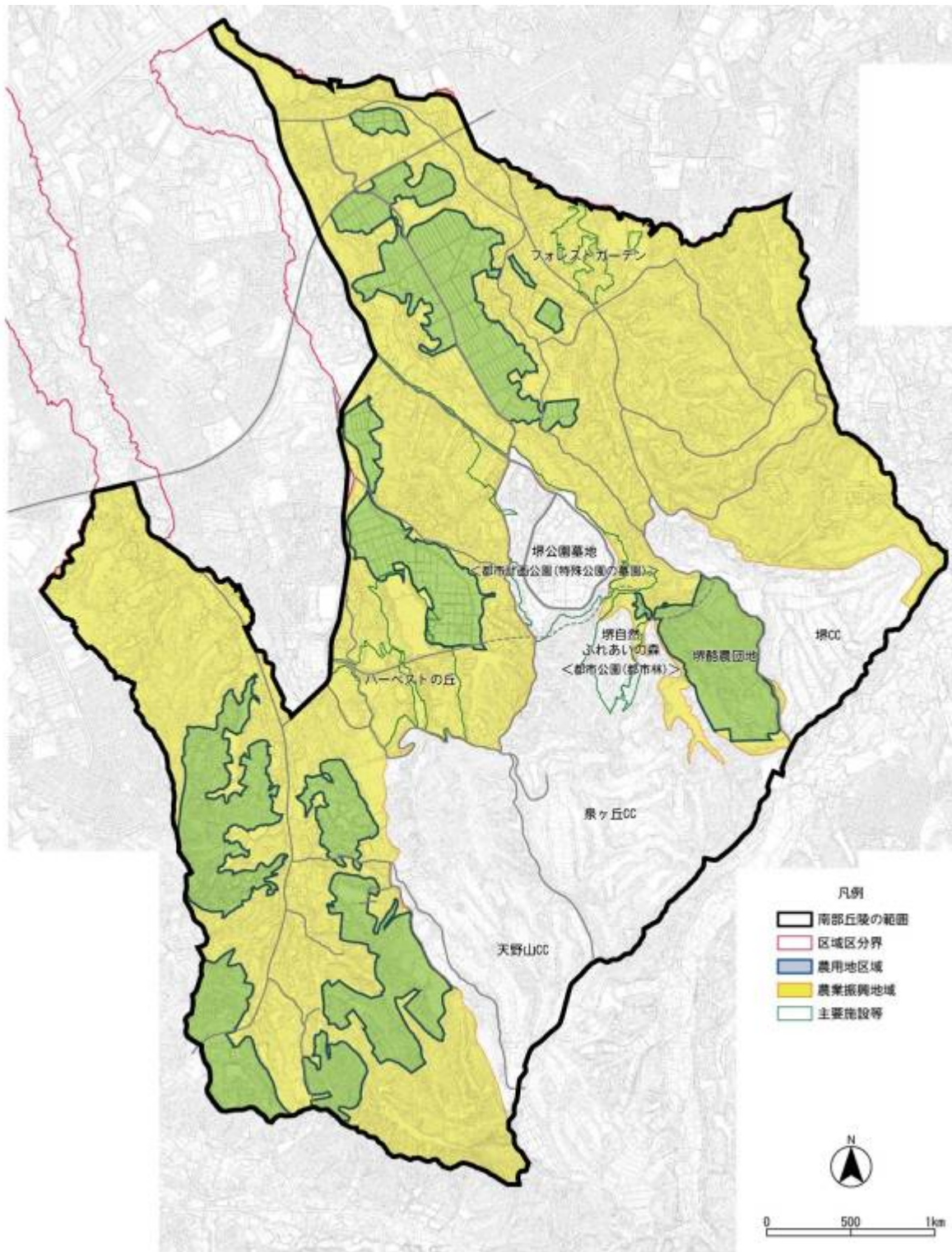


図 3.4.1 南部丘陵の土地に係る法規制の状況図

5 主な開発動向

宅地開発やゴルフ場の増設のほか、市境部付近や道路沿道など道路付けの良い土地を中心に残土処分地が多く見られるなど、散発的に開発が進行しており、樹林地における開発も計画されている。

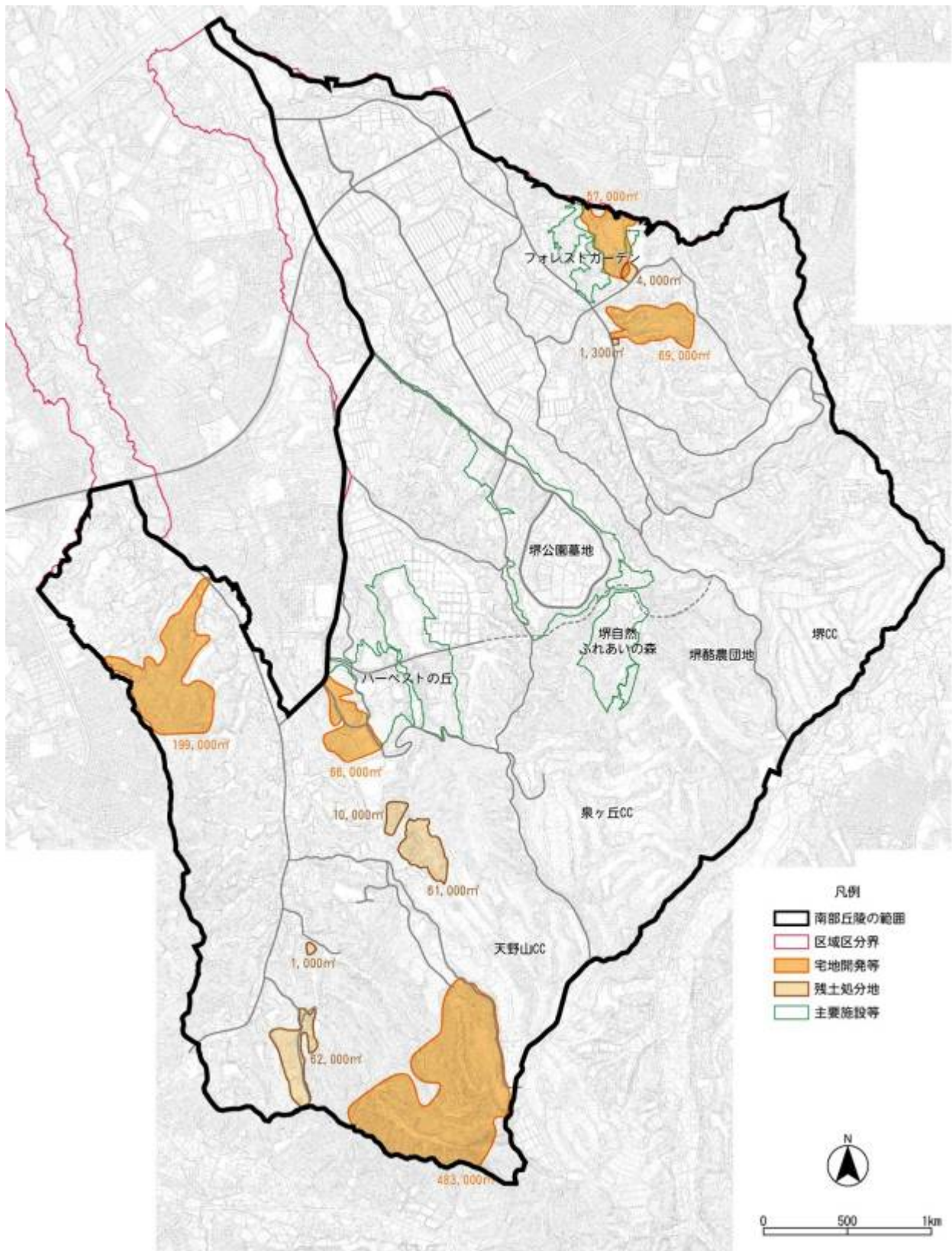


図 3.5.1 南部丘陵の開発動向図

6 地域団体の状況

南部丘陵の地域には、上神谷地区と美木多校区の2つの校区があり、自治会による活動が行われている（なお、逆瀬川は、小学校区は槇塚台校区に入るが、自治会は上神谷地区に属する）。

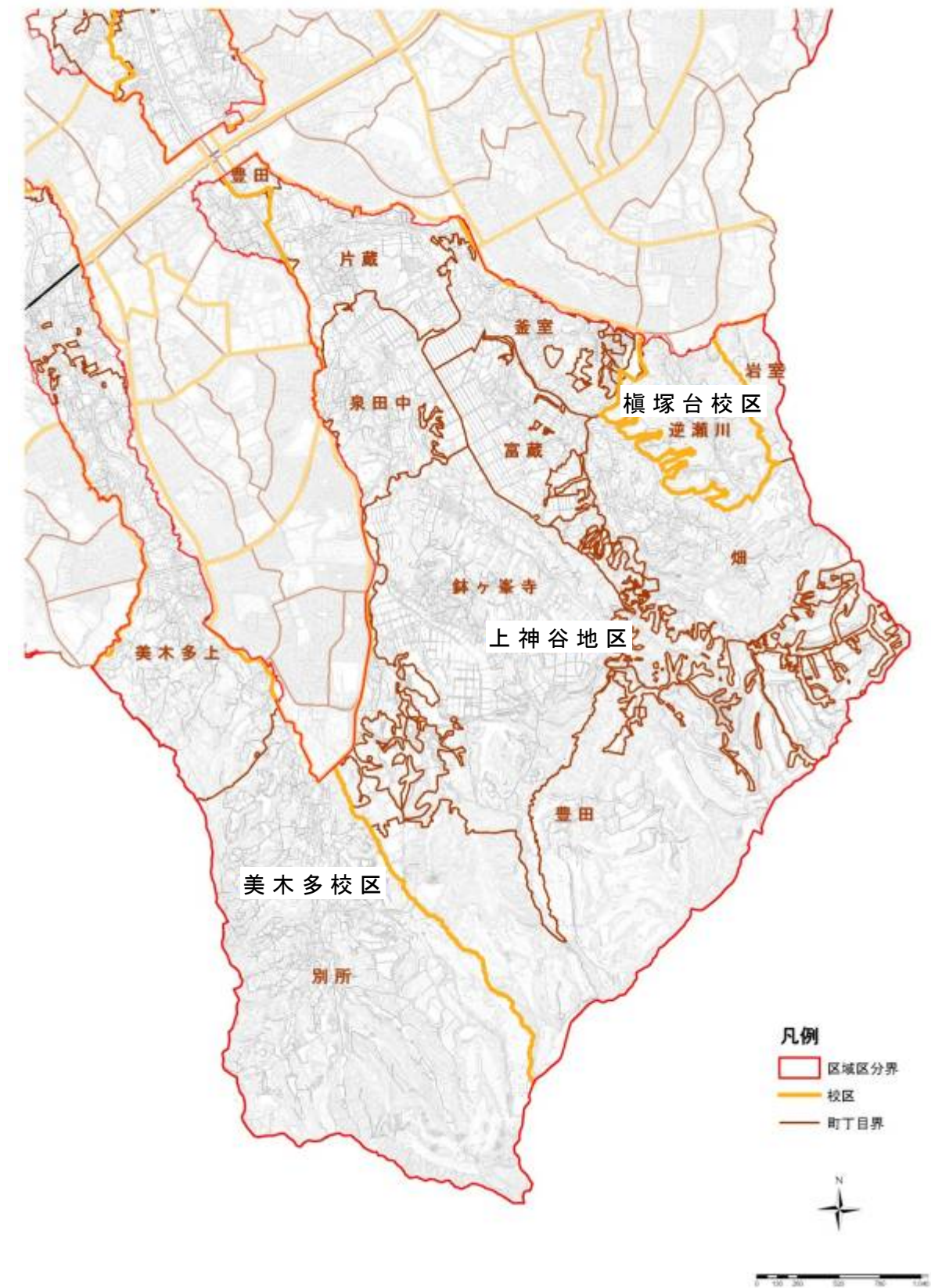


図 3.6.1 南部丘陵の地域団体状況図

7 保全・管理活動の状況

(1) 堺自然ふれあいの森

- 公園墓地拡張用地として取得した土地 17.2ha を活用し、平成 18 年度に都市公園（都市林）として開設。
- 運営主体は、市の指定管理者として、OSS・EPR グループ（大阪ガスコミュニティライフ(株)・(株)生態計画研究所）が担う。
- 開園前から市民協働による公園作りを進めてきており、開園以降も市民ボランティア(いっちゃんクラブ)・大阪府立大学・市・指定管理者(OSS・EPR グループ)の 4 者による運営会議を毎月実施。



図 3.7.1 堺自然ふれあいの森パンフレット

【参考】堺自然ふれあいの森における市民協働の取組について

平成 3 年～ 4 年	事業用地先行取得（公園墓地拡張用地として取得）。
平成 12 年	先行取得用地の買戻し（17.2ha）（自然環境保全に方針を変更）。
平成 13 年 6 月	（仮称）自然ふれあいの森基本計画、設計業務に着手。公募型プロポーザルにより『森の学校』を採択。
8 月	市民委員と学識経験者、専門家、市で構成する（仮称）自然ふれあいの森管理運営に関する検討会を設置。市民協働の基礎を築く。
平成 14 年 3 月	（仮称）自然ふれあいの森実施設計業務に着手。 市民委員 30 名を公募し、（仮称）自然ふれあいの森管理運営準備委員会を設置。市民協働による取組に手がける。
平成 15 年度	堺自然ふれあいの森委員会に改称。合意形成の効率化や活動の活性化を図る。
平成 16 年度	新たな運営体制で活動を実施。活動の充実化に取り組む。 拠点施設「森の館」完成。
平成 17 年度	「いっちゃんクラブ」に改称。組織の自立に取り組む。 開園に向けた施設整備、完成。
平成 18 年度	都市公園（都市林）として開設。指定管理者制度による管理運営を開始。 いっちゃんクラブのこれまでの活動と併せ、指定管理者のノウハウを活かした運営に取り組む。 公園橋・木道を整備。
平成 19 年度	市民協働で設定した管理・活動方針に沿って、農管理区、林床管理区などの管理を進める。
平成 20 年度	「NPO 法人いっちゃんクラブ」が発足。 管理・活動方針を検証しながら、里山管理を継続。
平成 21 年度～	里山管理活動を継続。

表 3.7.1 年間利用者数

	来園者数	森の館 来館者数	団体来園 (小学校含む)	小学校来園	ボランティア 活動参加者
平成 19 年度	22,133	12,932	2,648	1,157 (12 校)	延べ 1,733
平成 20 年度	25,630	13,437	2,470	1,342 (13 校)	延べ 2,410
平成 21 年度	27,526	14,159	3,638	2,005 (23 校)	延べ 2,625
平成 22 年度	28,678	14,798	4,303	2,140 (24 校)	延べ 2,549
平成 23 年度	29,864	13,950	5,815	2,320 (26 校)	延べ 2,529

(2) 石津川流域関連

以下のとおり、大阪府のアドプト・リバー※の団体が 10 登録されている。

表 3.7.2 石津川水系アドプトリバー登録状況

平成 24 年 7 月 11 日現在

名称	河川名	団体名	協定締結日
アドプト・リバー 神石	二級河川 石津川	堺市立神石小学校	平成 15 年 3 月 10 日
アドプト・リバー 東上野芝	二級河川 百舌鳥川	コスモス	平成 15 年 12 月 3 日
アドプト・リバー 上野芝	二級河川 百済川	堺市立上野芝小学校	平成 18 年 5 月 11 日
アドプト・リバー 毛穴町	二級河川 石津川	毛穴町内会 川まつり実行委員会	平成 19 年 2 月 18 日
アドプト・リバー 陶器川	二級河川 陶器川	小阪西町自治会	平成 19 年 3 月 22 日
アドプト・リバー 鴨一北	二級河川 甲斐田川	鴨一北ソフトボールクラブ	平成 19 年 3 月 23 日
アドプト・リバー 鶴田町	二級河川 石津川	堺市鶴田町自治会 堺泉北ライオンズクラブ 市民ボランティアグループ「石津川に鮎を」	平成 19 年 3 月 29 日
アドプト・リバー 八田西町 2 丁	二級河川 陶器川	八田荘西校区八田西町 2 丁自治会	平成 20 年 10 月 22 日
アドプト・リバー 美木多(檜尾)	二級河川 和田川	堺市美木多校区自治連合会・檜尾自治会	平成 21 年 9 月 30 日
アドプト・リバー 山田 1 丁	二級河川 和田川	株式会社 島ノ江建設	平成 23 年 3 月 31 日

※アドプト・リバー：「アドプト」とは「養子にする」という意味で、河川を「養子」、参加される団体を「里親」にみたてた制度。大阪府が管理する河川の一定区間において、地元自治会や団体が自主的に清掃や緑化等のボランティア活動を実施する場合に、大阪府と関係市町村が支援し、三者が協力して地域に愛される、きれいな河川環境の美化に取り組むことを目的としている。

第4章 南部丘陵に関する市民意識

1 緑の保全と創出に向けたアンケート調査

(1) アンケート調査

1) 実施要領

- 調査対象：市内在住の18歳以上の男女から3,000人を区・男女の偏りが無いよう無作為に抽出（住民基本台帳データを使用）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収、督促無し
- 調査期間：平成22年10月18日（月）～10月31日（日）

2) 回収状況

- 有効配布数：2,958件（転居先、住所不明などで42件の返送）
- 回収数：1,414件、回収率約47.8%
- 有効回答数：1,382件、有効回答率46.7%

3) 回答者の属性

回答者の属性（性別、年代、居住区）を示す。

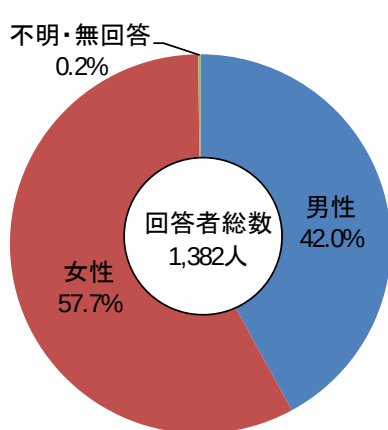


図 4.1.1 性別

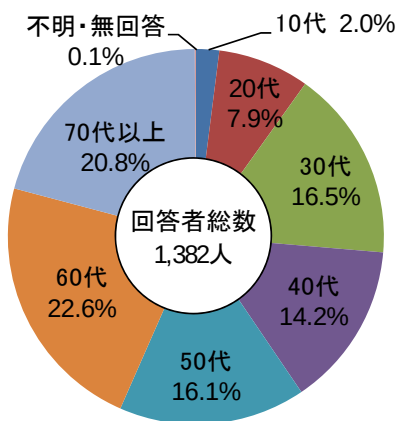


図 4.1.2 年代

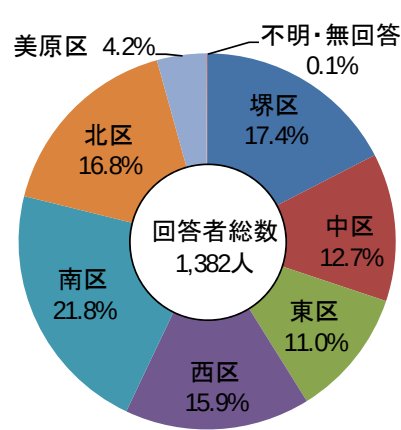


図 4.1.3 居住区

(2) 調査結果

1) 南部の丘陵地の知名度

「知っている」と答えた方が最も多く42.2%、次いで「知らない」が27.6%、「何となく知っている（聞いたことはある）」が25.8%となっている。

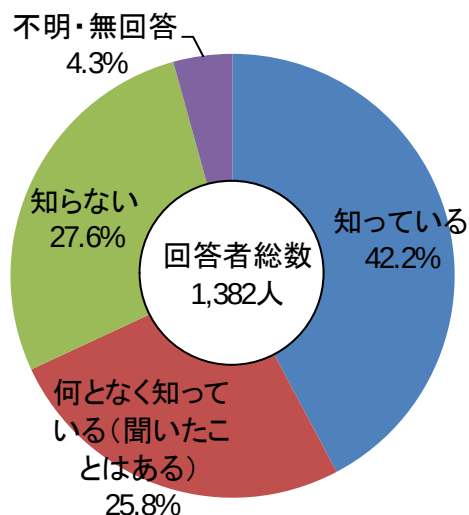


図 4.1.4 知名度

2) 南部の丘陵地の利用・来訪経験

「堺・緑のミュージアムハーベストの丘」と答えた方が最も多く 64.1%、次いで「堺公園墓地」が 29.1%、「みかん狩り園」が 23.6%、「行ったことがない」が 22.9%、「櫻井神社」が 22.8%となっている。

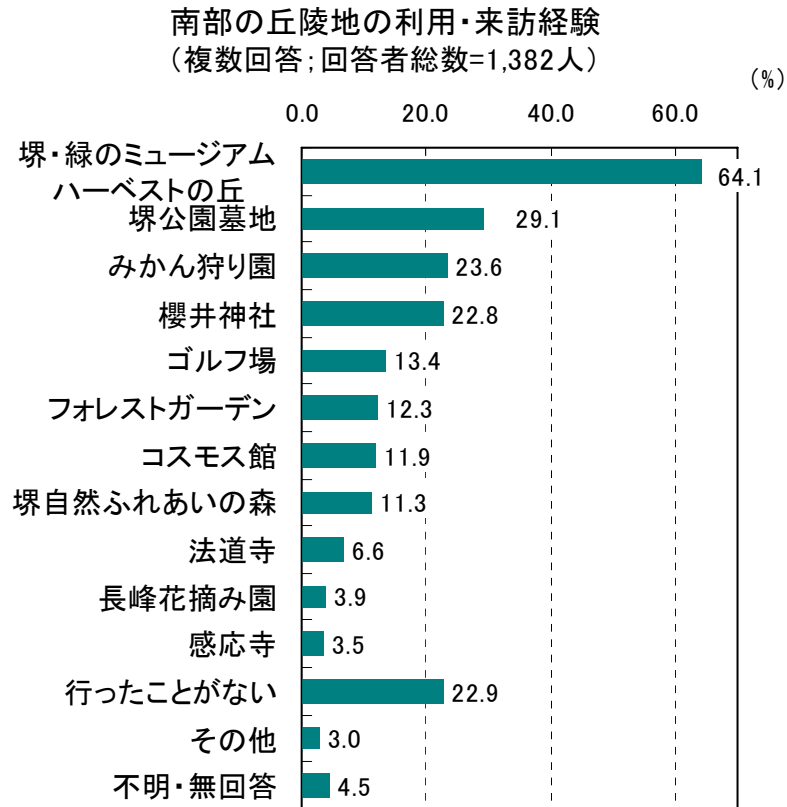


図 4.1.5 南部丘陵の利用・来訪経験

3) 南部の丘陵地の緑地保全について

「進めるべきだと思う」と答えた方が最も多く 50.7%、次いで「どちらかといえば進めるべきだと思う」が 32.4%となっており、両方を合わせると 83.1%となる。南部丘陵の緑地保全に肯定的な意見が全体の 8 割以上を占める。

一方、「進めるべきだとは思わない」が 1.2%、「あまり進めるべきだとは思わない」が 3.0%と、合わせて 4.2% (58 人) となっている。

その理由としては、「他にもっとすべきことがあり優先度が低いと思うから」と答えた方が 34 人、「市内に、すでに十分に緑はあると思うから」が 13 人などとなっている。

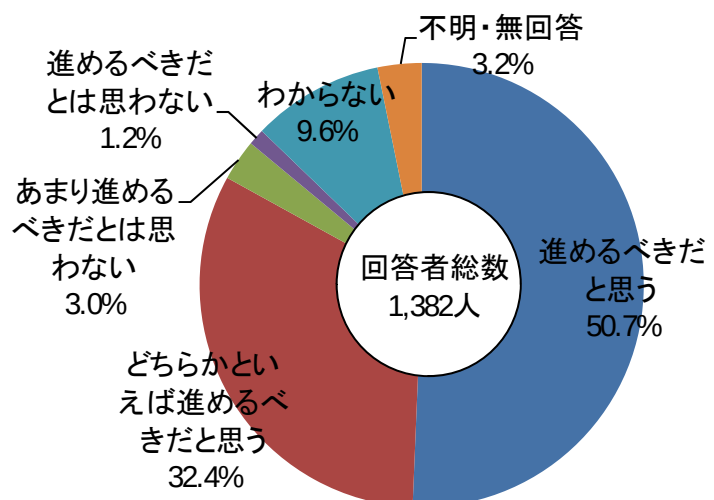


図 4.1.6 南部の丘陵地の緑地保全について

4) 南部の丘陵地の緑地保全を進めるべき理由

前問で、南部の丘陵地の緑地保全について「進めるべきだと思う」あるいは「どちらかといえ
ば進めるだと思う」と答えた1,148人の方に対する設問である。

「花や動植物、風景などにより、季節を感じられる大切な場所だから」と答えた方が最も多く
69.6%、次いで「緑によってまちを涼しくしたり、空気をきれいにしたりする効果が期待できるか
ら」が61.8%、「癒しの場として活用できそうだから」が57.8%、「自然の動植物の保全につながる
から」が55.3%となっている。

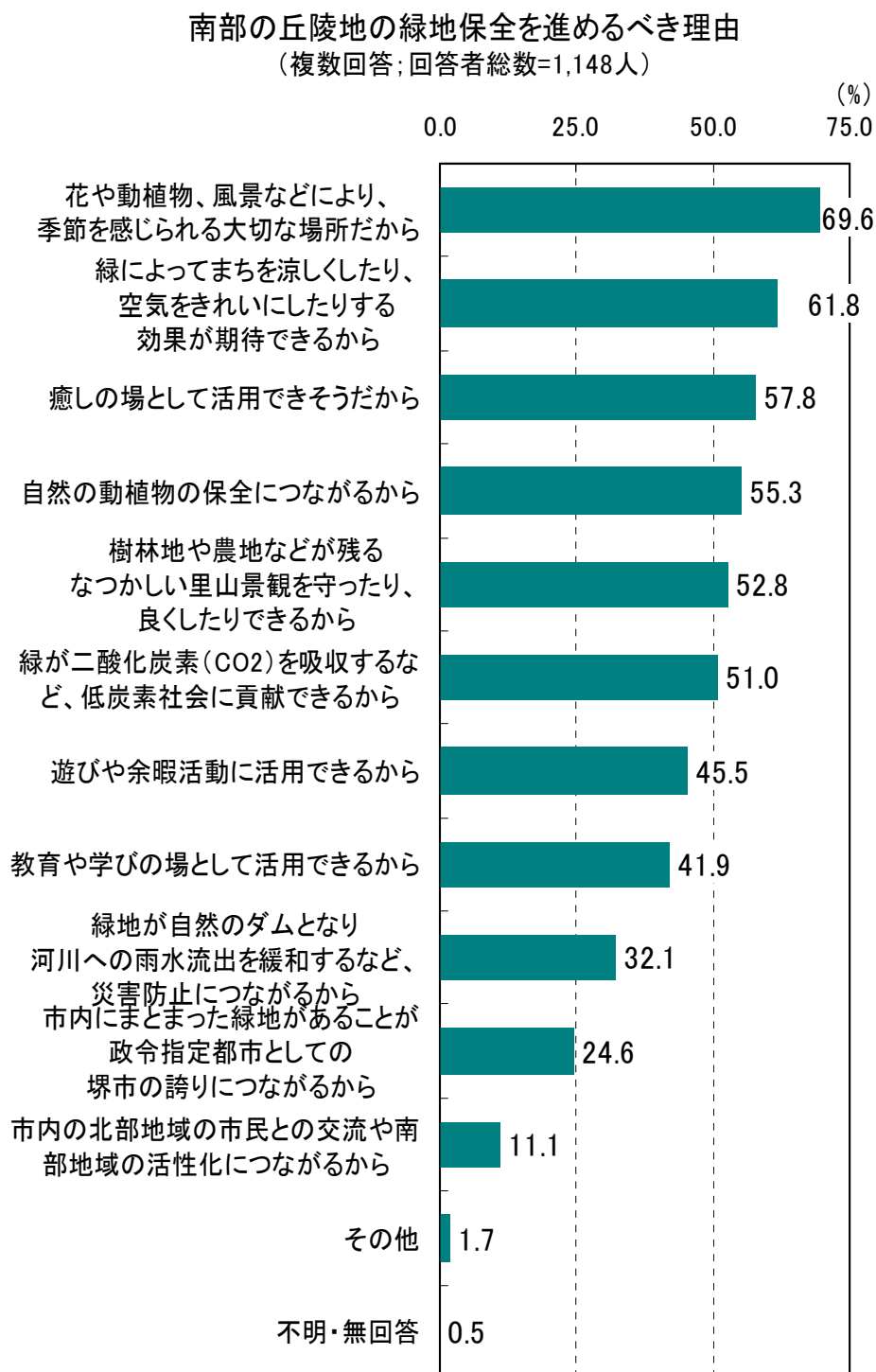


図 4.1.7 南部の丘陵地の緑地保全を進めるべき理由

5)「堺市緑の保全基金」への寄付金について

「年間一人当たり 500 円程度であれば協力してもよい」と答えた方が最も多く 30.0%、次いで「年間一人当たり 1,000 円程度であれば協力してもよい」が 21.9%、「年間一人当たり 100 円程度であれば、協力してもよい」が 18.3%となっている。

「年間一人当たり 500 円程度」以上と回答された方を合わせると、56.7%となり、6 割近くの方が年間一人当たり 500 円以上の寄付の意向がある。

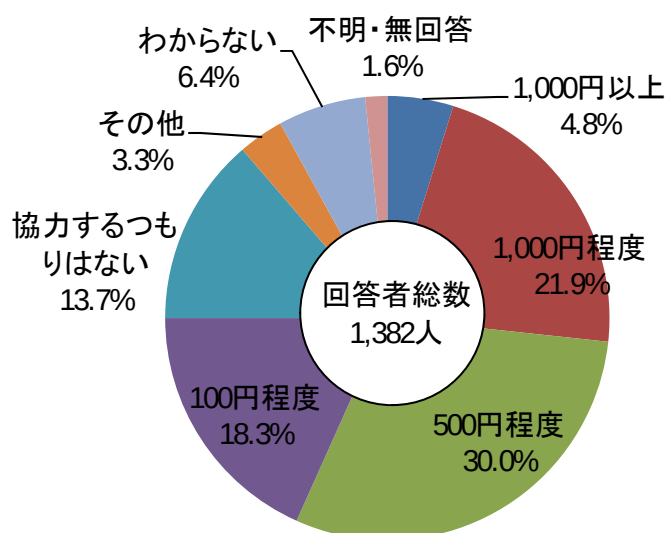


図 4.1.8 堺市緑の保全基金への寄付金について

グラフ上の表記は以下の項目の略記である。

「1,000 円以上」→ 年間一人当たり 1,000 円以上であっても、協力してもよい

「1,000 円程度」→ 年間一人当たり 1,000 円程度であれば、協力してもよい

「500 円程度」→ 年間一人当たり 500 円程度であれば、協力してもよい

「100 円程度」→ 年間一人当たり 100 円程度であれば、協力してもよい

「協力するつもりはない」→ あえて資金面で協力するつもりはない

2 「さかい緑のフォーラム」におけるアンケート調査

平成 22 年 11 月 28 日に、堺市都市緑化推進協議会の主催で、約 850 人の市民等の参加のもと、「さかい緑のフォーラム『緑と堺と人と音』～未来の子ども達へ届けよう！！緑のメッセージ」を開催した。

(1) 参加者アンケート調査

1) 実施要領

○実施日：平成 22 年 11 月 28 日（日） フォーラム当日

○調査方法：直接配布、直接回収

2) 回収状況

○有効回収数：662 件

3) 関連する設問とその結果

問：堺の南部に残された緑を守っていく取組について、どのように考えるか。

→「進めるべきだと思う」と答えた方が最も多く 79.6%、次いで「どちらかといえば進めるべきだと思う」と答えた方が 10.0% となっており、両方を合わせると 89.6% と、全体の約 9 割の方が堺の南部に残された緑を守っていく取組を進めるべきだと感じている。

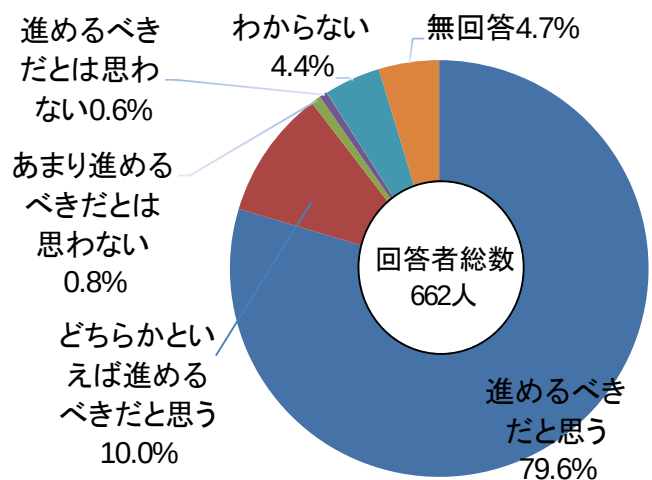


図 4.2.1 南部丘陵の緑地保全について

(2) さかい緑のメッセージ

フォーラムにおいて、対談等を踏まえて以下の通り、「緑のメッセージ」を宣言した。

緑は命の源、人も自然の一部です。私たちの暮らしや産業を通じて、いつくしみ育ててきました。そこには色々な生き物たちも豊かに暮らしていました。

今、私たちの暮らし方や産業が大きく変わり、それに伴って緑も大きく減っています。生き物たちの暮らしの場も危機に瀕しています。

私たちが未来に残せるのは自然です。一度壊した自然はお金では買えません。

次代（次世代）の子ども達のためにも、貴重な緑を守り、育て、増やします。山、川、海のつながりを大切にします。歴史、文化、暮らしとのつながりを大切にします。音や香りなど五感を使って緑や生き物たちとの良い関係を築きます。

そしてみんなで緑を活かし、暮らし続けたいまち堺、訪れてみたくなるまち堺をともに作りましょう。

第5章 植生等の自然環境からみた緑地の評価

1 環境区の設定

解析単位は、『南部丘陵地域基礎調査及びゾーニング報告書：平成6年堺市南部丘陵検討委員会』に倣い、環境区を基本単位とした（図5.1.1参照）。

環境区の設定については、地形図から、小地域または微地形規模における尾根線を骨格とする分水界によって囲まれる流域、かつその中で概ね最小単位として完結した生態系が成立していると把握できる生態系単位（エコユニット）として、あるいは景観的にも一つのまとまりのある空間単位として抽出し、これを環境区として基本単位とする。

さらにいくつかの環境区が集合して2次、3次……と高次の環境区を構成するといった階層性（ヒエラルキー）を持たせることにより環境区は秩序だったものとした（図5.1.2参照）。

南部丘陵地域1,671.5haで環境区の総数は、244である。

なお、植生等の自然環境に基づく評価対象は、244環境区の内、堺CC、泉ヶ丘CC、天野山CC、堺公園墓地、ハーベストの丘といった大規模施設の5環境区を除く、239環境区とした（図5.1.3参照）。

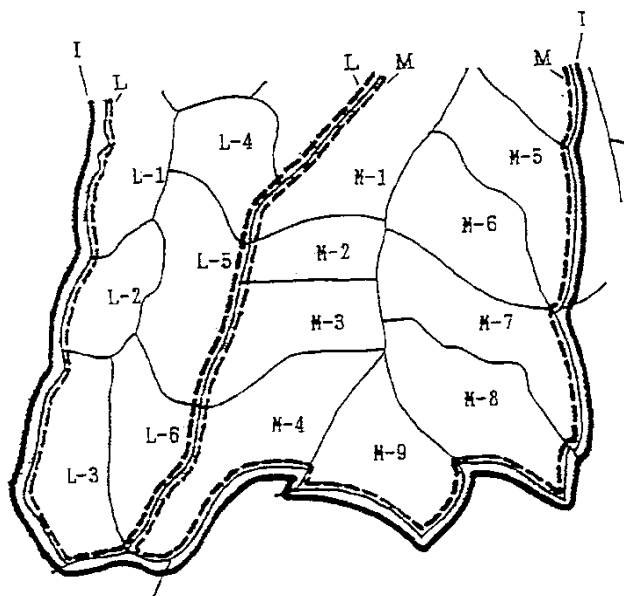


図5.1.1 環境区の設定図

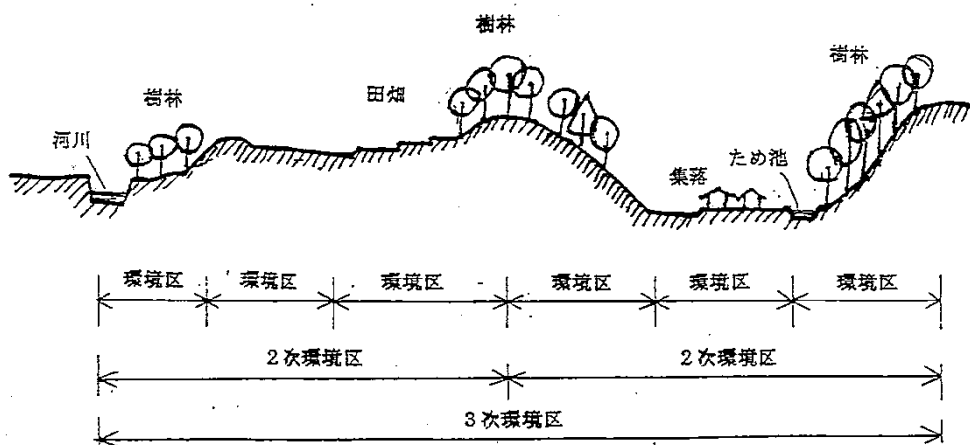


図5.1.2 環境区の構成図

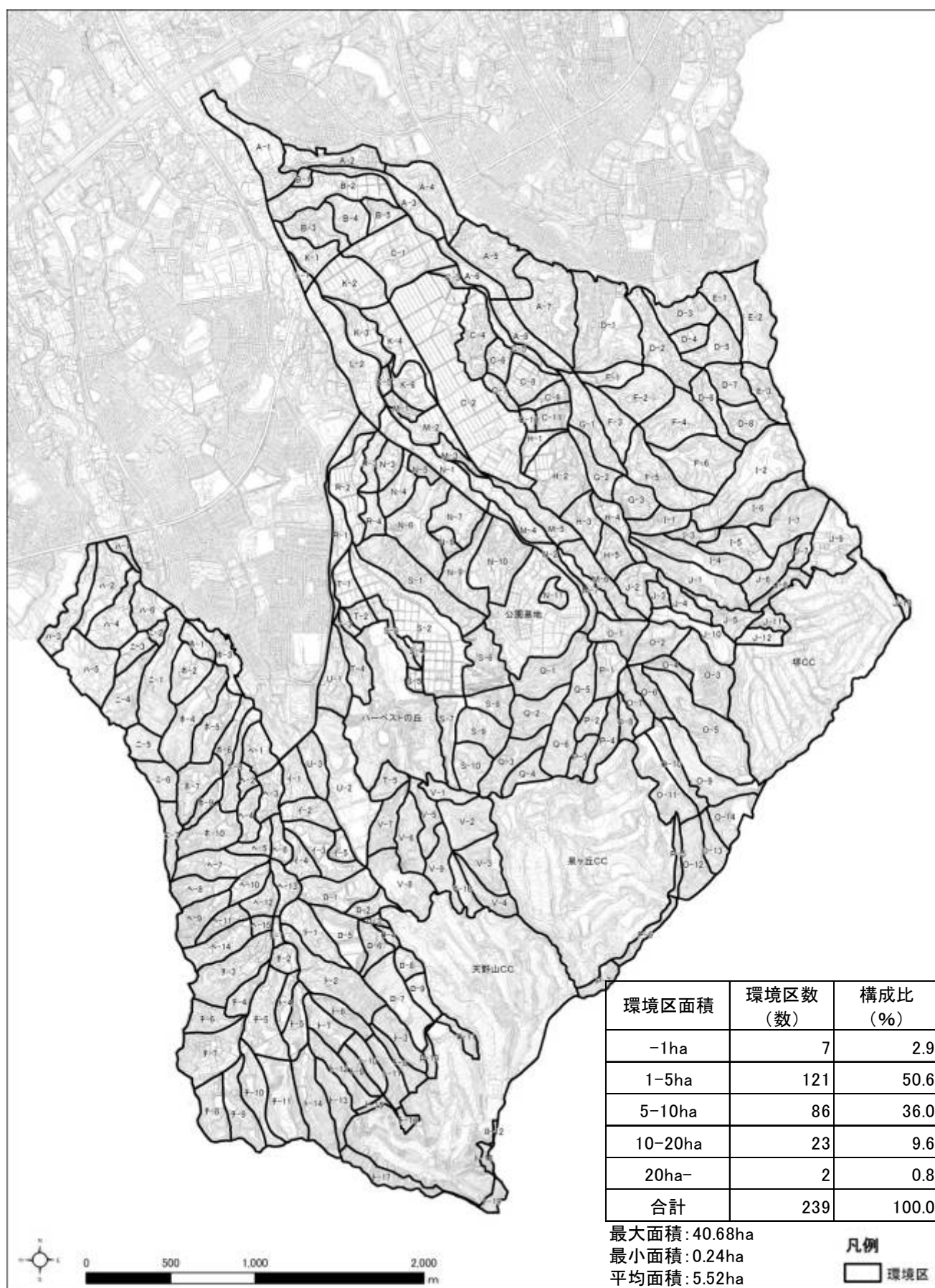


図 5.1.3 環境区分図

2 自然環境評価の進め方

自然環境の評価については、地域を被覆している植生は、それぞれの植物群落の種組成、構造及び分布が気候的要因、土地的要因、生物的要因といった環境要因の総合的作用の産物として把握され、各動物の存在や移動を保障している。さらに、丘陵地の自然景観も植生の構造や種類により支配されていると考えられることから、植生の評価が自然環境の評価に結びつくといえる。

従って、本調査では基本的には植生の評価により自然環境の評価を行うものとした。

また、その中で特に、貴重種、貴重な植物群落等の存在そのものにより絶対的に評価される対象については、別途取り上げた（図 5. 2. 1 参照）。

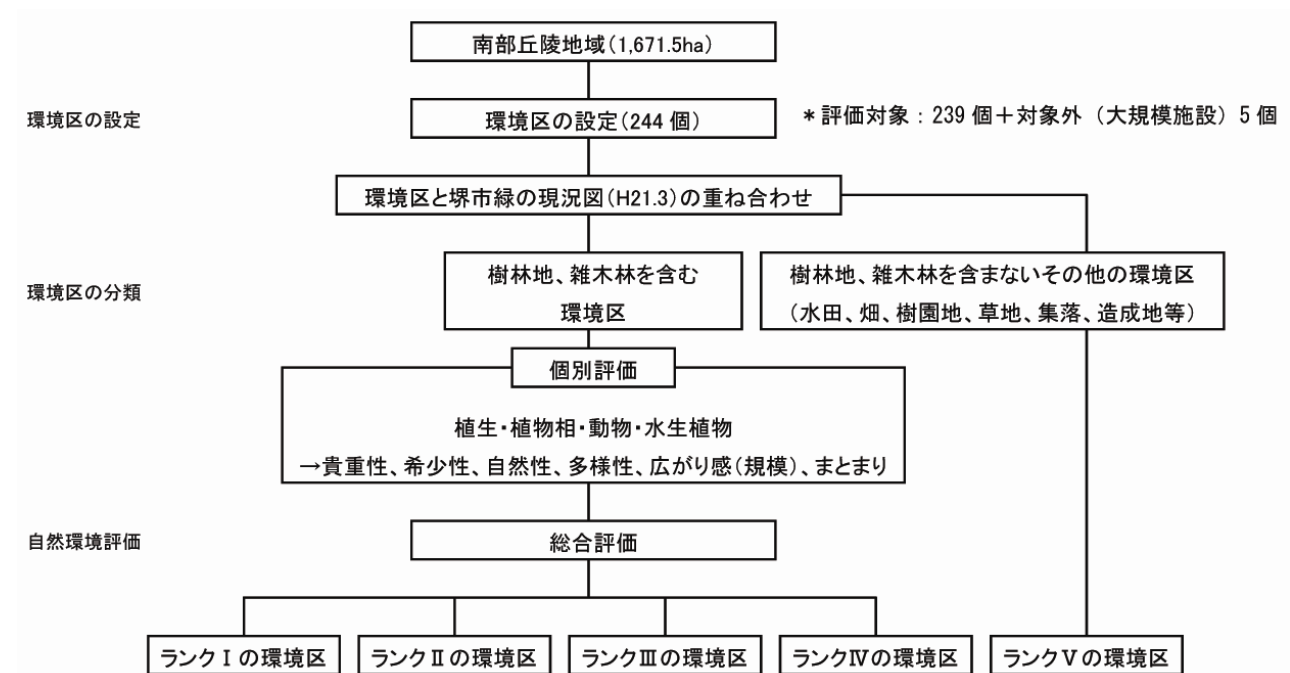


図 5. 2. 1 自然環境条件に基づく地域評価区分のフロー図

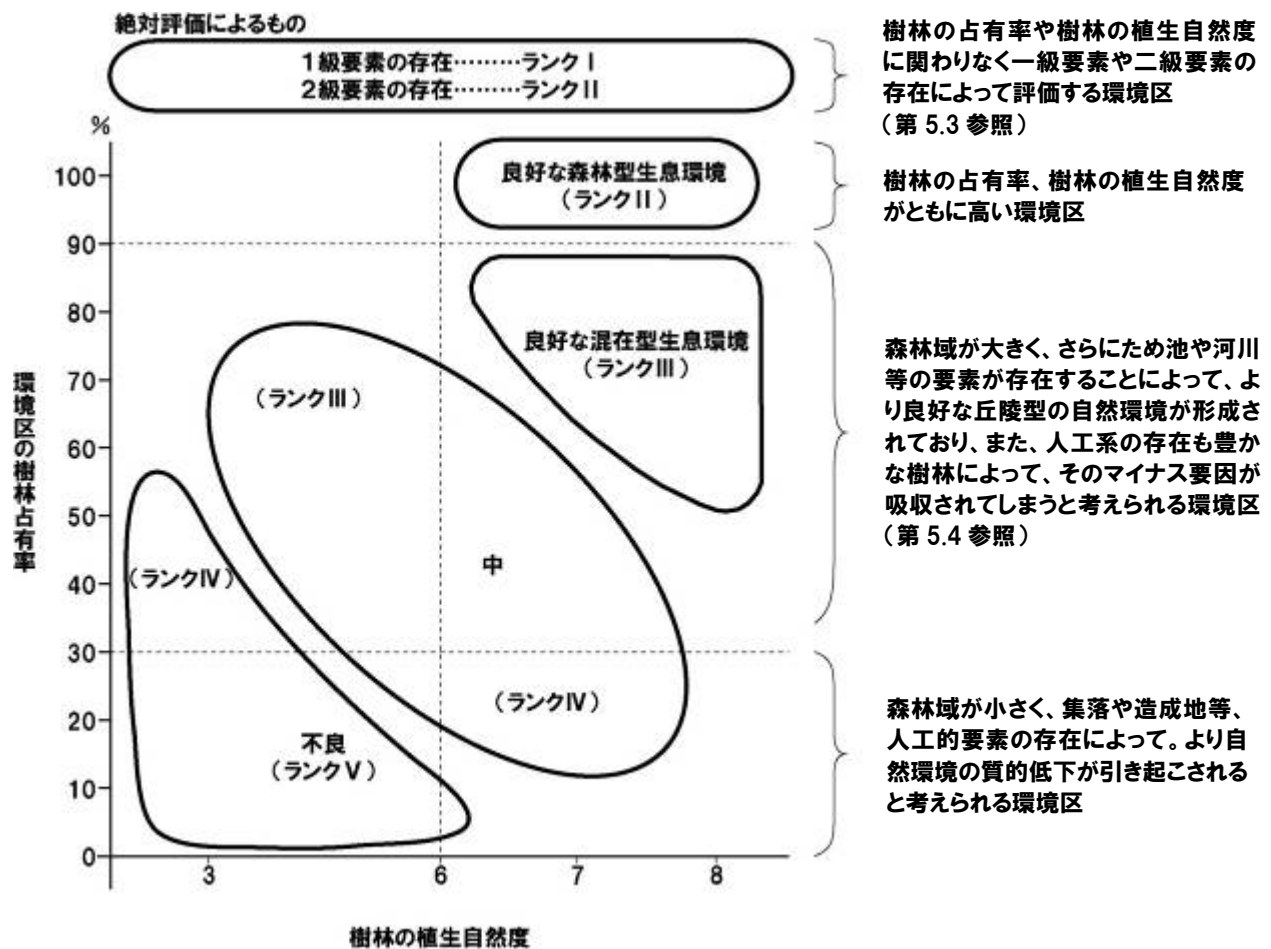
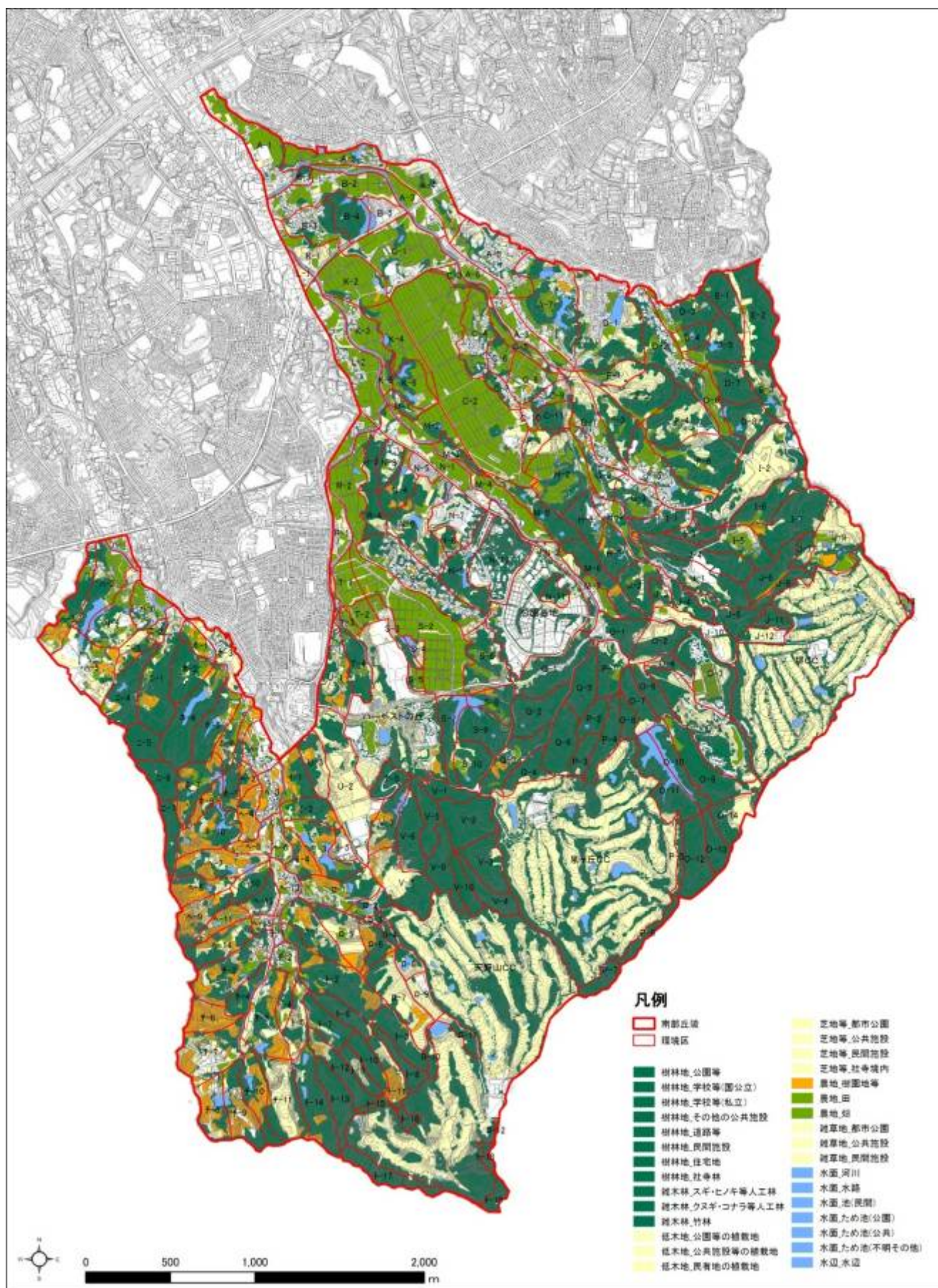


図 5.2.2 環境区の自然環境の評価概念図



資料：堺市緑の現況調査（平成20年度）

図 5.2.3 緑被地分布図

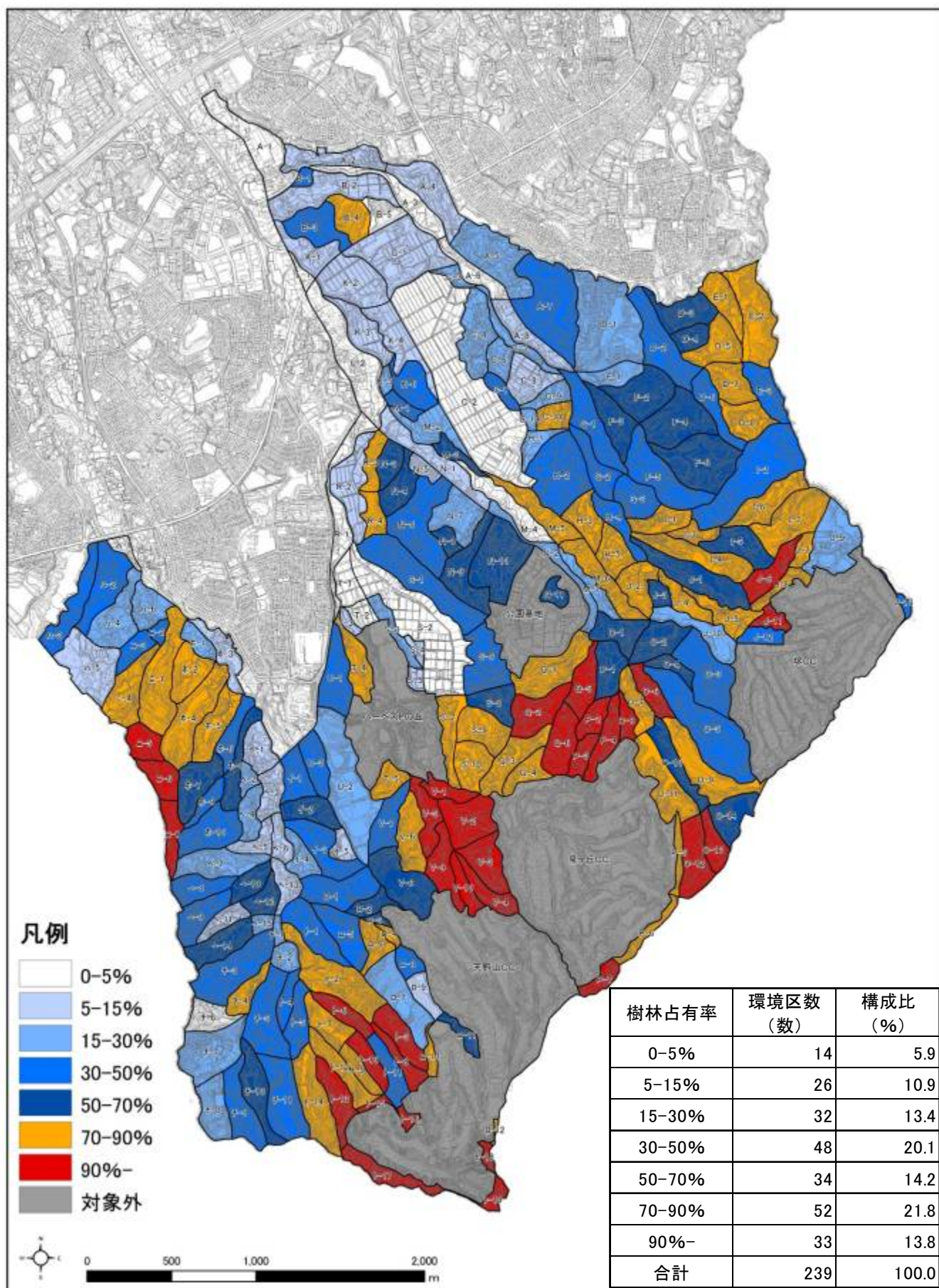


図 5.2.4 環境区における樹林占有率図（樹林地及び雑木林）

3 自然環境評価の方法

(1) 一級要素や二級要素の存在によって評価する環境区（絶対評価）

絶対評価要素が存在する環境区については、一級要素と二級要素の存在によって区分した。

1) 一級要素の存在で評価されるもの

現地調査の結果、次のものを一級要素として選定した。一級要素が出現した環境区については評価をランク I とした。

- 「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物（レッドデータブック）」（環境省、2000～2006）に記載のある種全て。
- 「大阪府における保護上重要な野生生物－大阪府レッドデータブック－」（大阪府、2000）に記載のある種。

- 「堺市レッドリスト（堺市の保護上重要な野生生物，Sakai City Red List2008）」ガイドブック，堺市」掲載種（植物群落）のうち、環境指標種（C）、情報不足、要注目を除く、A、B ランク該当種。

→（南部丘陵で見られる鳥類は、生存や繁殖のために樹林や草地などの植生に依存するものが多く、とくに猛禽類では、行動圏が個々の環境区を超えて南部丘陵全域に及ぶものも多いと考えられる。従って、鳥類は、絶対的に評価する対象とせず、植生に基づく評価で代替できるものとした。）

【植物群落】

- ・コジイ群落全て（気候的極相）
- ・シリブカガシ群落全て

→（ここでは、「シリブカガシ群落全て」を自然林として位置づけられる大径木からなるシリブカガシ林として位置づけた。現在、シリブカガシは、南部丘陵では放置されたコナラ林に侵入し、陰樹であるとともに比較的成長が早いためコナラ林の林内で大きく成長して優占するようになり、コナラ林からシリブカガシ群落へ向かう遷移途上にある群落がみられる。このようなシリブカガシ群落へ向かう遷移途上の小径木のシリブカガシで構成される群落は、二次林要素の種を多く含んでいるという特徴があるため、自然林として位置づけられる大径木からなるシリブカガシ林と区別した。）

- ・コナラ群落（群落面積 10ha 以上）

→（本群落の群落面積 10ha 以上に該当する分布域は、石津川水系の源流域に広く分布し、一つの環境区の範囲を超え、複数の環境区にまたがって分布し、しかも、大阪府のレッドデータブックならびに堺市レッドリストの一級要素に所属する動植物種の生息・生育地にもなっており、一級要素に属する動植物種の分布によっても評価されている環境区と重複する環境区が多く、群落面積が 10ha 以上のコナラ群落は、樹林占有率による相対評価で代替えた。）

- ・アカマツ群落全て

→（南部丘陵地域の樹林は、かつては群落高が低い貧弱なアカマツ林がほとんどで（明治期の土地利用現況図参照）、クヌギ、コナラ林といった典型的な薪炭林は存在しない地域であった。しかし、アカマツ林は利用されなくなって植生遷移が進行したり、マツ枯れ病が発生したりして衰退しほとんど残っていない。そのため僅かに残っているアカマツ林を高く評価した。）

- ・市南部の棚田植生

→（この棚田植生としては、水田の維持に関係のある水湿地環境に依存する植生以外の動植物の生息・生育環境の要素を含むものとして位置づけられているが、植生としての観点か

ら、圃場基盤の未整備の棚田の畦畔法面に成立する草原植生をはじめ、近年、改修されていない溜池堰堤等の草原植生も含め、採草地として長年維持されてきたススキ草原、チガヤ草原が主体となる草原植生を主体とするものと位置づけた。このような草原植生の特性として、大阪府や市のレッドデータブックやレッドリストに記載のある草原生の種が多く含まれていることが挙げられる。

なお、当該棚田植生の選定要件には、棚田環境に依存する植物種ばかりでなく動物種も含んでおり動植物の両方の特性を合わせることによって評価する内容となっている。棚田植生という植生の観点からは、主に畦畔法面に成立するススキ草原やチガヤ草原が対象となるといえ、そうした草原には一級要素や二級要素が含まれており、これらの要素の種の存在によって環境区のランクが評価されることに加え、当該南部丘陵の棚田植生においては、周辺に溜池や小河川などの水域が存在する場合が多く一級要素や二級要素の動物種の出現記録もあり、さらに、今回は、堺市レッドリスト記載の「市南部の棚田植生」に該当しない、圃場整備がなされた棚田植生が分布する場合でも、棚田の畦畔草原とため池や小河川等の水域の両方の存在によって高く評価しており、堺市レッドリスト記載の「市南部の棚田植生」は、それに代替えるものとした。）

○環境省、大阪府、および市のレッドデータブックやレッドリストに記載はないが「改訂・近畿地方の保護上重要な植物―レッドデータブック近畿 2001―」（レッドデータブック近畿研究会、2001）に記載のある種。

→（植物：ユキヤナギ等とあるが、平成 17・18 年度の報告書にはユキヤナギは栽培個体からの逸出の可能性があるという記載があり、当該報告書に掲載された本種の写真は、人工的なコンクリートブロックの隙間と思われる場所に生育している写真であることから、貴重種から除外することにした。その他、この評価内容に該当する種は確認されていないため、今回の評価から削除した。）

○丘陵地の貧栄養水質のため池や湿地、および小河川という陸生の植生以外の特殊な環境に依存している種で、分布が希でかつ環境の変化に敏感で、しかも生息環境が一度破壊されると生育環境の再生が困難な群落や種。

→（なお、一部は、「堺市レッドリスト（堺市の保護上重要な野生生物、Sakai City Red List 2008）」掲載の要注目植物群落の市南部の棚田植生の選定内容と重複する。）

2）二級要素の存在で評価されるもの

現地調査の結果以下のものを二級要素として選定した。二級要素が出現した環境区については評価をランクⅡとした。

○「堺市レッドリスト（堺市の保護上重要な野生生物、Sakai City Red List 2008）」ガイドブック、堺市」掲載種のうち、環境指標種（C）、情報不足、要注目に該当する種。

○「堺市レッドリスト（堺市の保護上重要な野生生物、Sakai City Red List 2008）」ガイドブック、堺市」掲載種（植物群落）に植物群落としての掲載が無いが、特に貧栄養の特殊な立地に成立するものではないが、土地的極相と呼ばれる自然林や自然草原に近い自然植生に含めることができる植生。

【ハンノキ群落、アカメヤナギ群落等】

○歴史的価値のある樹林：下刈り、間伐、林床の清掃など、植物群落としては人為的干渉による影響が大きい、歴史的価値が高く景観的にも重要な樹林。

【鉢ヶ峯法道寺叢、片蔵桜井神社叢、富蔵感應寺叢】

→（なお、釜室周辺の屋敷林は、数年前に大部分が伐採されたようで、今回の対象から除外した。）

(2) 樹林（植生）の自然度と樹林占有率、及び水田、草原等の混在状態による相対評価

1) 樹林（植生）の評価について（図 5.2.2、図 5.3.1 参照）

環境省の10段階に分類した植生自然度（表 5.3.1 参照）の概念を踏襲し、植生自然度が高いほど、また樹林占有率（「樹林占有率（樹林地及び雑木林）」参照）が高いほど、生物生息環境として多様性、安定性が高く、また森林性の動植物の生息環境として適していると考えられることから高く評価した。

2) 植生自然度7、8に所属するコナラ林

南部丘陵は植生自然度9、10に所属する植生は分布が極限られており、主に植生自然度7に所属する、もしくは遷移が進行して自然度8に移行しつつあるコナラ林が広く分布している。面積が広いコナラ林は安定した良質な生息環境となって多様な森林性の動植物が生息しており、南部丘陵地域の種の多様性を高める上で重要であること等から高く評価した。

また、自然度の高い植生自然度7、8に所属する森林植生の分布地と良好な自然景観の分布地は概ね一致しているので、植生の評価がそのまま自然景観の評価につながると考えられる。

3) 植生自然度6に所属するスギ・ヒノキ植林や竹林

人工的に植栽されたものであるため、樹林の質としてコナラ林よりも低く評価した。しかし、コナラ林と同様に林内下層の出現種の種類が比較的豊富で、しかも森林土壌層位が発達した立地に成立している場合がおおく、都市公園などの園地の植栽林や果樹園の樹林よりは自然度が高い樹林として位置づけられる。

4) 植生自然度3に所属する果樹園や一部ゴルフ場の園地林

過年度の南部丘陵地域における自然環境の評価において、樹林地として果樹園や一部ゴルフ場の園地林などの植生自然度3に所属する樹林地を含めて緑地として評価した、しかし、品種改良された種や園芸種を多く含んでおり耕作地と同様であるため、今回は自然環境の評価から除外し、樹林占有率を計測する対象から除外した。

5) 樹林と水田や草原の混在について（図 5.3.2 参照）

自然度の高い樹林と、水田あるいは二次的に成立し長年持続してきた半自然草原等が適度に混在している状態は、丘陵地に生息する昆虫類や両生類にとって良好な生息環境であるため、良好な森林と若干の水田もしくはススキ草原やチガヤ草原などの半自然草原の混在する状態になっている場所を樹林占有率が高い場合と同様に評価した。

従って、樹林の植生自然度と樹林占有率に基づくベース評価を以下に示す「評価を高める要素（プラス要素）」、「評価を低くする要素（マイナス要素）」を加味して評価した。

○評価を高める要素（プラス要素）

丘陵の自然環境の特性を反映するために、水田（畑）、もしくは二次的に成立した半自然草原とため池や河川が森林環境と一体となって存在する場合、これらは多様な生息環境を形成し、同時に南部丘陵地域独特の自然景観を構成するものとして高く評価した。

ただし、樹林占有率とその樹林の植生自然度をベースとした評価にするため、樹林占有率31%以上の環境区についてのみプラスの評価を加えた。なお、植生自然度が7、8の二次林の優占する環境区は樹林占有率71%以上の場合は評価Ⅱとなっているため、プラス要因を付け加えても評価は変わらない。

○評価を低くする要素（マイナス要素）

造成地、造成跡地、人工裸地、構造物等の存在は立地の乾燥や外来種の侵入など周辺の自然環境に悪い影響を与え、自然景観の質も低くしているといえる。樹林占有率が高い場所では、その影響は林縁のみですむが、樹林が狭い場合は全体的に影響が及び、自然環境

の質は低下しやすい。そのため樹林占有率が比較的低い5%～30%の環境区を対象に、造成地、造成跡地、裸地、構造物等が存在する場合は、評価を低くした。

表 5.3.1 植生自然度一覧表

植生自然度	概 要	本調査で確認抽出した群落名
10	自然草原 (特に環境の変化に敏感な植物群落、回復力の弱い群落)	水生植物群落
9	自然林 (極相林または、それに近い群落組成を示す自然林)	コジイ群落
8	二次林のうち (シイ・カシ萌芽林等群落組成が自然林の要素を多く含むもの)	アラカシ群落、シリブカガシ群落、ムクノキ群落、ハンノキ群落、アカメヤナギ群落、クスノキ群落
7	二次林	コナラ群落、アカマツ・コシダ群落
6	植林または竹林のように植栽起源によるもの	マダケ・モウソウチク群落、スギ・ヒノキ群落
5	自然草原のうち比較的回復力の強い植物群落、二次草原のうちススキ等草丈の高い草原	ネザサ群落、ススキ群落、ツルヨシ・ヨシ群落
4	二次草原のうち、先駆性草本植物群落、草丈の低い草原	伐採跡地群落、セイタカアワダチソウ群落、メリケンカルカヤ群落、オオナモミ群落、先駆湿生植物群落
3	果樹園、樹園地(公園の植栽等)、外国産樹種による造林地	植栽樹林地群、果樹園
2	農耕地(水田、畑) 人工草地(ゴルフ場芝草地等)	法面定期刈取地植生、ゴルフ場芝草地・牧草地、水田、畑
1	市街地、造成地	裸地、市街地
その他	開放水域	開放水域

樹林の植生自然度 樹林占有率	8, 7	6
91%以上	II	
71~90%		III
51~70%		
31~50%		
16~30%		IV
6~15%		
5%以下		V

図 5.3.1 樹林の植生自然度と樹林占有率による環境区のベース評価区分マトリクス

樹林の植生自然度		8, 7			6		
樹林占有率(%)	項目	+要素	ベース評価	-要素	+要素	ベース評価	
91%以上			Ⅱ				
71～90%					Ⅱ	Ⅲ	
51～70%		Ⅱ					
31～50%			Ⅲ		Ⅲ		
16～30%				Ⅳ		Ⅳ	Ⅴ
6～15%			Ⅳ	Ⅴ			
5%以下			Ⅴ			Ⅴ	

プラス要素：樹林占有率31%以上の環境区で、樹林以外の環境要素として、水田(畑)もしくは二次草原に、ため池や河川が含まれる場合
マイナス要素：樹林占有率30%以下の環境区で、樹林以外の環境要素として、人工草地、造成跡地、裸地、構造物を含む場合

図 5.3.2 自然環境評価区分マトリクス

4 植生等の自然環境に基づく評価結果

植生等の自然環境に基づく評価結果を以下の図に示す。

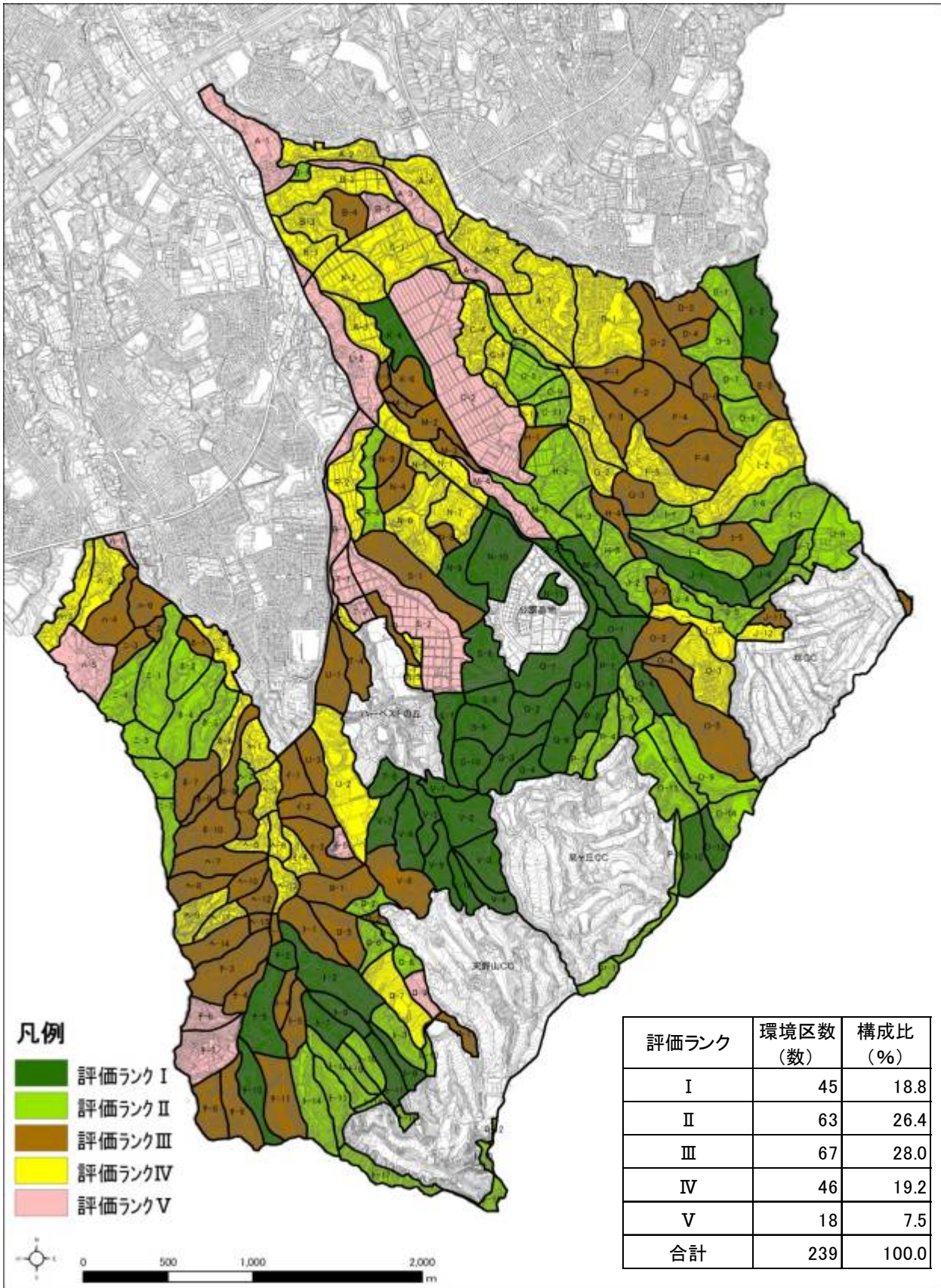


図 5. 4. 1 植生等の自然環境に基づく評価結果

第6章 南部丘陵の緑地保全のあり方

1 南部丘陵の緑地保全に関わる現状認識と課題

南部丘陵の緑地保全に関わる現状認識と課題は以下のように整理できる。

- ・南部丘陵全体は市の各種構想や計画で緑地保全が位置づけられているとともに、市民アンケート調査^{※1※2}において8割以上の回答者が「南部丘陵の緑地保全の推進」を望むなど、市民生活や市の都市環境にとって貴重な緑地であり、何らかの緑地保全対策を実施することが求められる。
※1 緑の保全と創出に向けたアンケート調査(平成22年10月実施、回答者総数1,382人)において、南部丘陵の緑地保全について、「進めるべきだと思う」が50.7%、「どちらかといえば進めるべきだと思う」が32.4%の回答であった(第4章1参照)。
※2 「さかい緑のフォーラム」における参加者アンケート調査(平成22年11月実施、回答者総数662人)において、南部丘陵の緑地保全について、「進めるべきだと思う」が79.6%、「どちらかといえば進めるべきだと思う」が10.0%の回答であった(第4章2参照)。
- ・南部丘陵の自然環境は一様ではないため、自然環境の評価を行うことが重要となる。自然環境の評価に際しては、地域を被覆している植生の植物群落の種組成、構造及び分布が気候的要因、土地的要因、生物的要因といった環境要因の総合的作用の産物として把握される。また、各動物の存在や移動を保障しており、さらに、丘陵地の自然景観も植生の構造や種類により支配されていると考えられることから、植生の評価に基づいて実施するものとした。その結果、前項の「植生等の自然環境に基づく評価結果」に示すように、特に評価の高いランクⅠの地区が明らかとなった(第5章4参照)。
- ・南部丘陵では、面的にまとまった緑地保全に対して有効な対策が立てられていないことから、散発的な開発が進行し、緑地の減少が続いている。そのため、特に、自然環境の評価が高い地区に対しては、実効性をもった面的にまとまりのある緑地保全対策を実施することが急務である。

2 南部丘陵における緑地保全の進め方

上記の現状認識と課題を踏まえ、南部丘陵の緑地保全の進め方を示す。

第一に、植生等の自然環境に基づく評価が高く、面的にまとまった緑地を核となる地区ととらえ、適正な維持管理により良好な「里地里山環境」を形成することをめざし、優先的に保全を行うこととする。

第二に、上記を除く南部丘陵の緑地については、将来の土地利用が不安定であることから、適切な維持管理等による緑地の保全を行うこととする。また、緑地の保全にあたっては、自然的特性や社会的特性をあらかじめ把握し、緑地の保全の動向に応じた保全策を講じることとする。

3 保全すべき緑地（保全対象となる緑地）

南部丘陵約 1,600ha における緑地については、植生等の自然環境の評価が高く、優先して緑地を保全すべきところを「保全優先地区（特に保全を優先すべき地区）」（約 160ha）と 300 m²以上の一団の緑地（樹林地）を形成している「保全地区（特に保全を優先すべき地区以外の緑地）」（約 340ha）が保全の対象となる（抽出方法は後述を参照）。

保全優先地区については、積極的な緑地保全を行う（図 6.3.1 参照）。

表 6.3.1 植生等の自然環境に基づく評価結果

	保全優先地区 （特に保全を優先すべき地区）	保全地区 （特に保全を優先すべき地区以外の緑地）
評価ランク等	評価ランクⅠとⅡの一部 （評価は5段階）	保全優先地区外で 300 m ² 以上の樹林地
対象面積	約 160ha	約 340ha
優先度（積極性）	◎	○

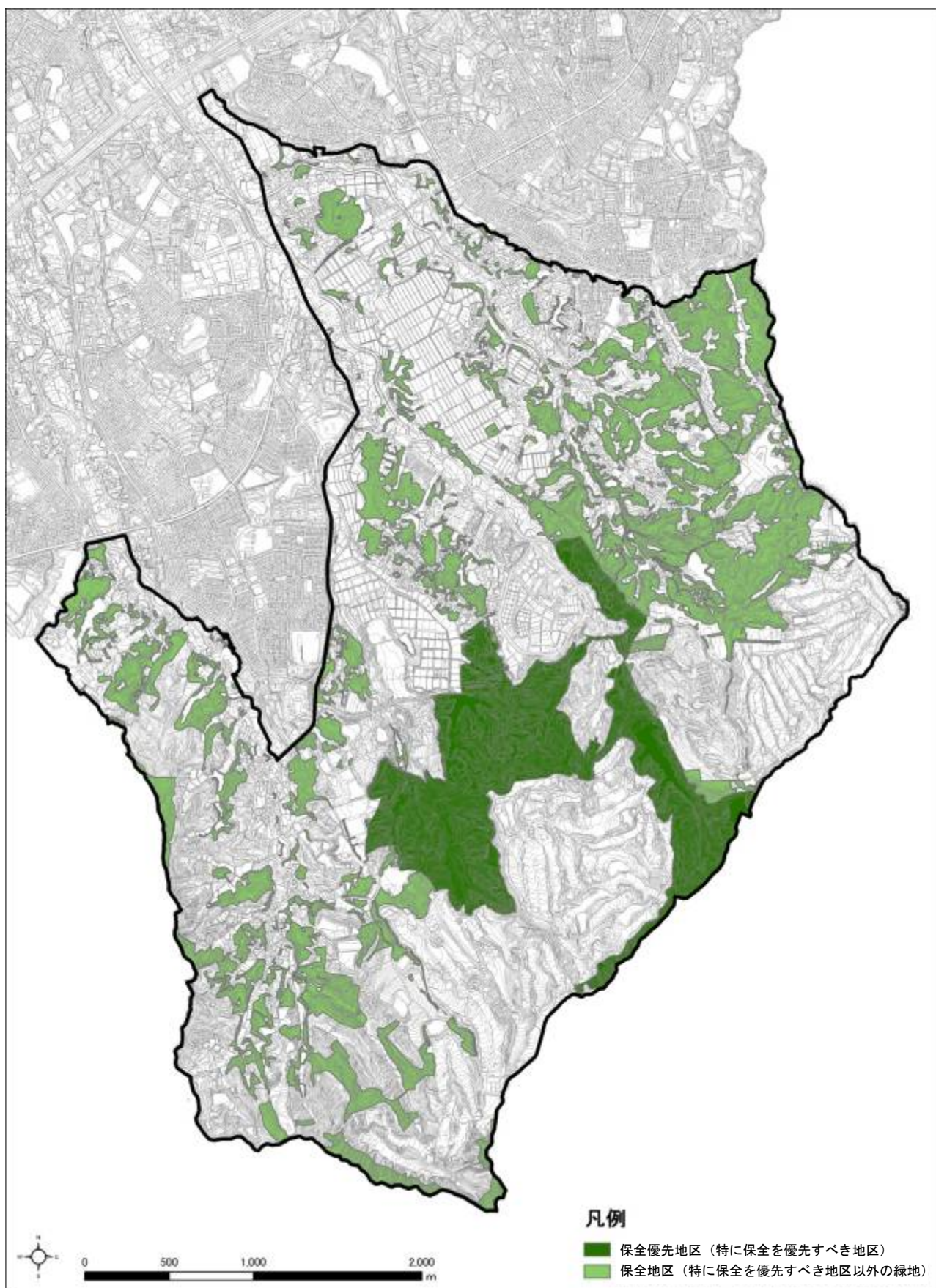


図 6.3.1 保全すべき緑地（保全対象となる緑地）

(1) 保全優先地区（特に保全を優先すべき地区）の抽出

以下に示す手順に基づいて、南部丘陵の中で「保全優先地区」を抽出する。

ステップ1：植生等の自然環境に基づく評価結果から、特に評価の高いランクⅠが連担する環境区を抽出する。

（図 6.3.2 参照）

ステップ2：ステップ1で抽出した環境区の中から、緑地的公共用地、民間及び組合用地、開発許可済用地、農用地など安定した土地利用区域を含む環境区を除外する。

（図 6.3.3 参照）

ステップ3：その結果、南部丘陵の中で「保全優先地区」として、36の環境区（面積161.7ha）を抽出した。

（図 6.3.4 参照）

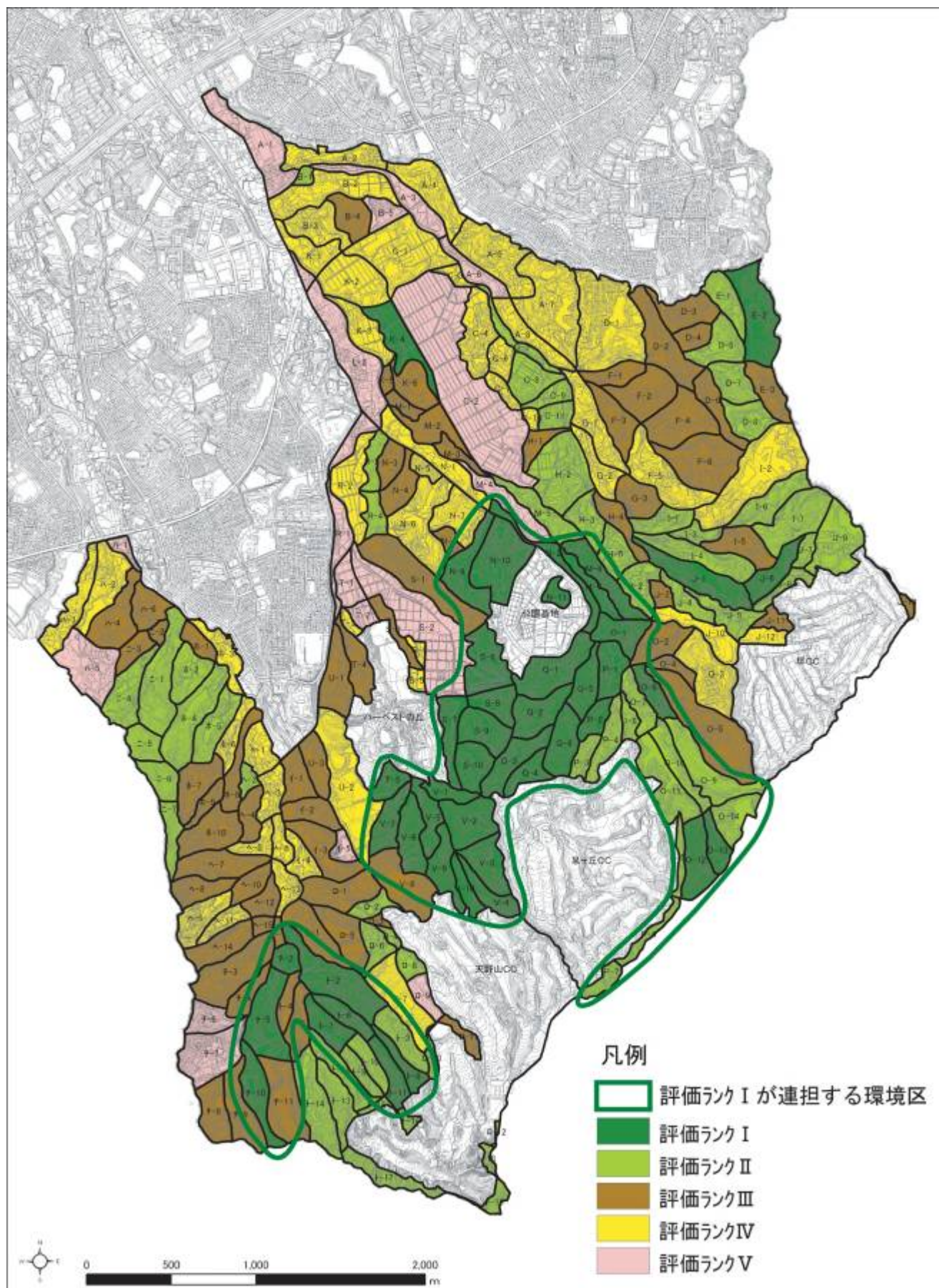


図 6.3.2 植生等の自然環境に基づく評価ランク I が連担する環境区図

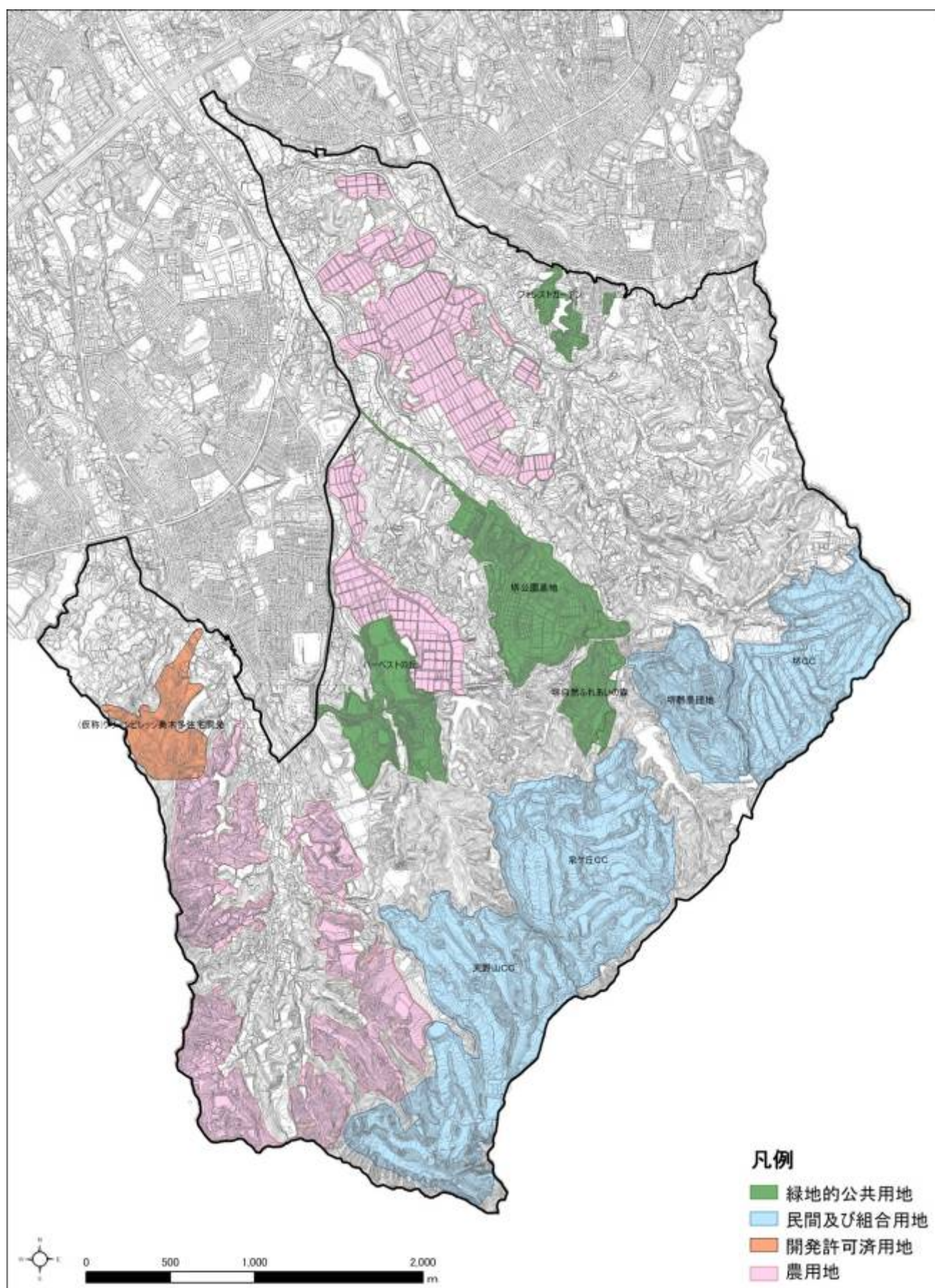


図 6.3.3 安定した土地利用区域図

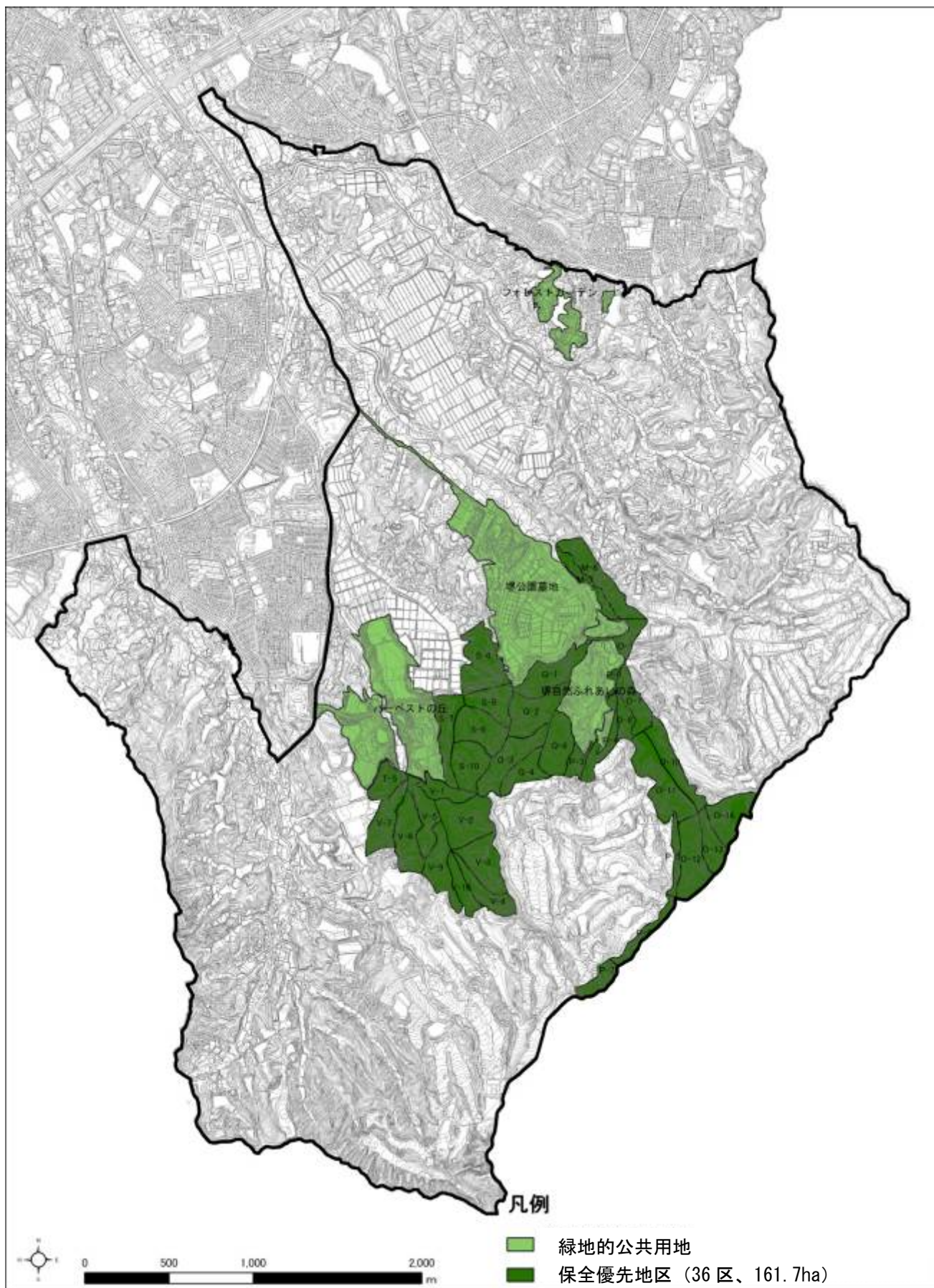


図 6.3.4 保全優先地区（特に保全を優先すべき地区）図

(2) 保全地区（特に保全を優先すべき地区以外の緑地）の抽出

以下に示す手順に基づいて、南部丘陵の中で「保全地区」を抽出する。

ステップ1：樹林地の分布状況を把握するため、保全優先地区以外の樹林地を航空写真上で抽出。

(図 6.3.5 参照)

ステップ2：ステップ1で抽出した樹林地の中から、緑地的公共用地、民間及び組合用地、開発許可済用地、農用地など安定した土地利用区域を含む樹林地を除外する。

(図 6.3.6、図 6.3.7 参照)

ステップ3：緑地の維持管理・利用の考え方にに基づき、都市緑地法による市民緑地制度の指定要件を適用し、300 m²以上のまとまりを持った樹林地の抽出を行う。

(図 6.3.8 参照)

ステップ4：その結果、南部丘陵において「保全地区」として 314 箇所、面積合計 343.3ha の樹林地を抽出した。

(図 6.3.8 参照)

表 6.3.2 保全地区の構成表（面積別）

	箇所		面積	
	箇所数	構成比(%)	面積(ha)	構成比(%)
300m ² 以上500m ² 未満	77	24.5	3.0	0.9
500m ² 以上1,000m ² 未満	74	23.6	5.1	1.5
1,000m ² 以上2,000m ² 未満	53	16.9	7.7	2.2
2,000m ² 以上3,000m ² 未満	27	8.6	7.0	2.0
3,000m ² 以上5,000m ² 未満	13	4.1	5.1	1.5
5,000m ² 以上10,000m ² 未満	25	8.0	17.5	5.1
10,000m ² 以上50,000m ² 未満	34	10.8	70.1	20.4
50,000m ² 以上100,000m ² 未満	4	1.3	29.2	8.5
100,000m ² 以上	7	2.2	198.5	57.8
総計	314	100.0	343.3	100.0

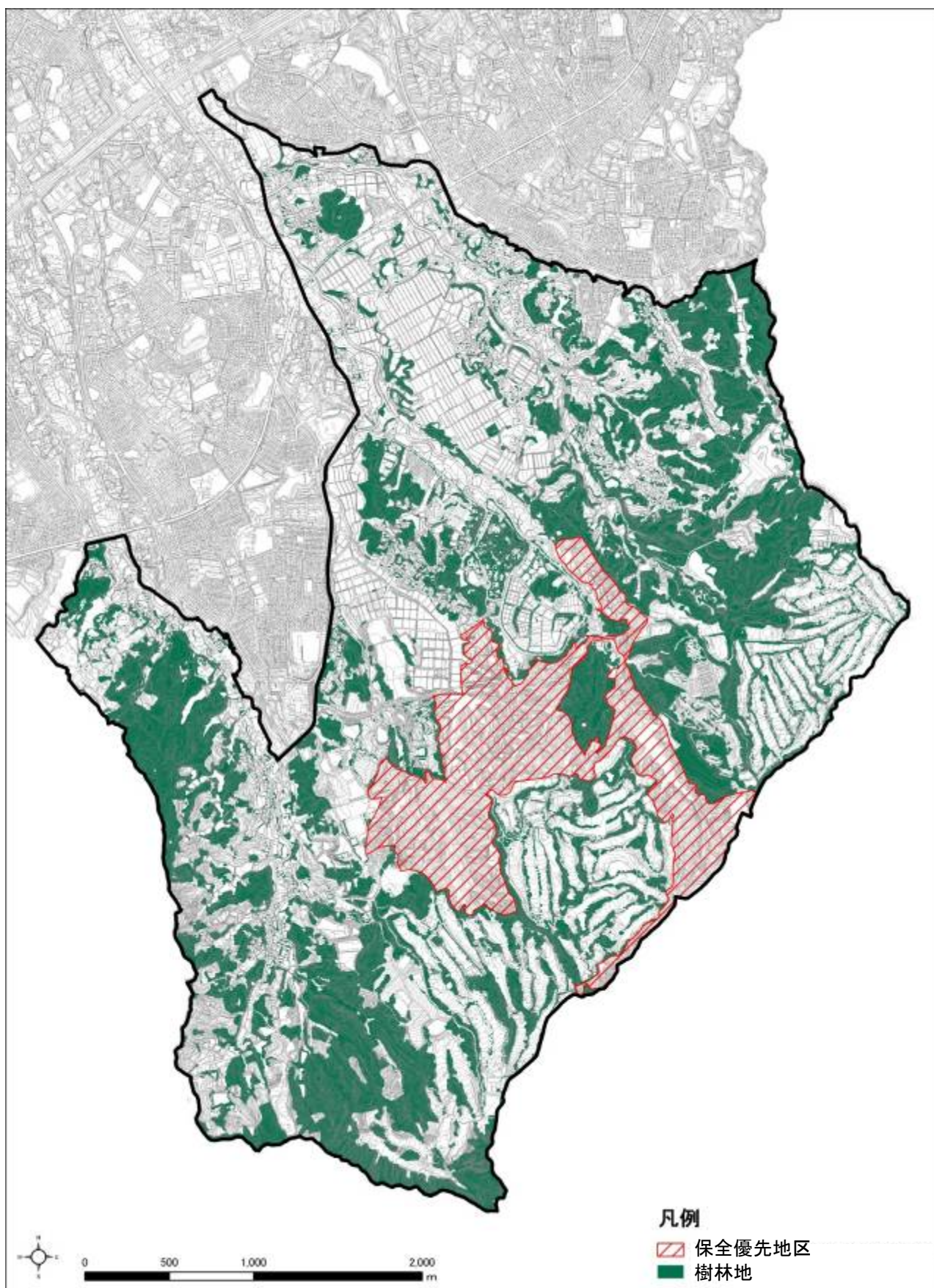


図 6.3.5 保全優先地区以外の樹林地分布図

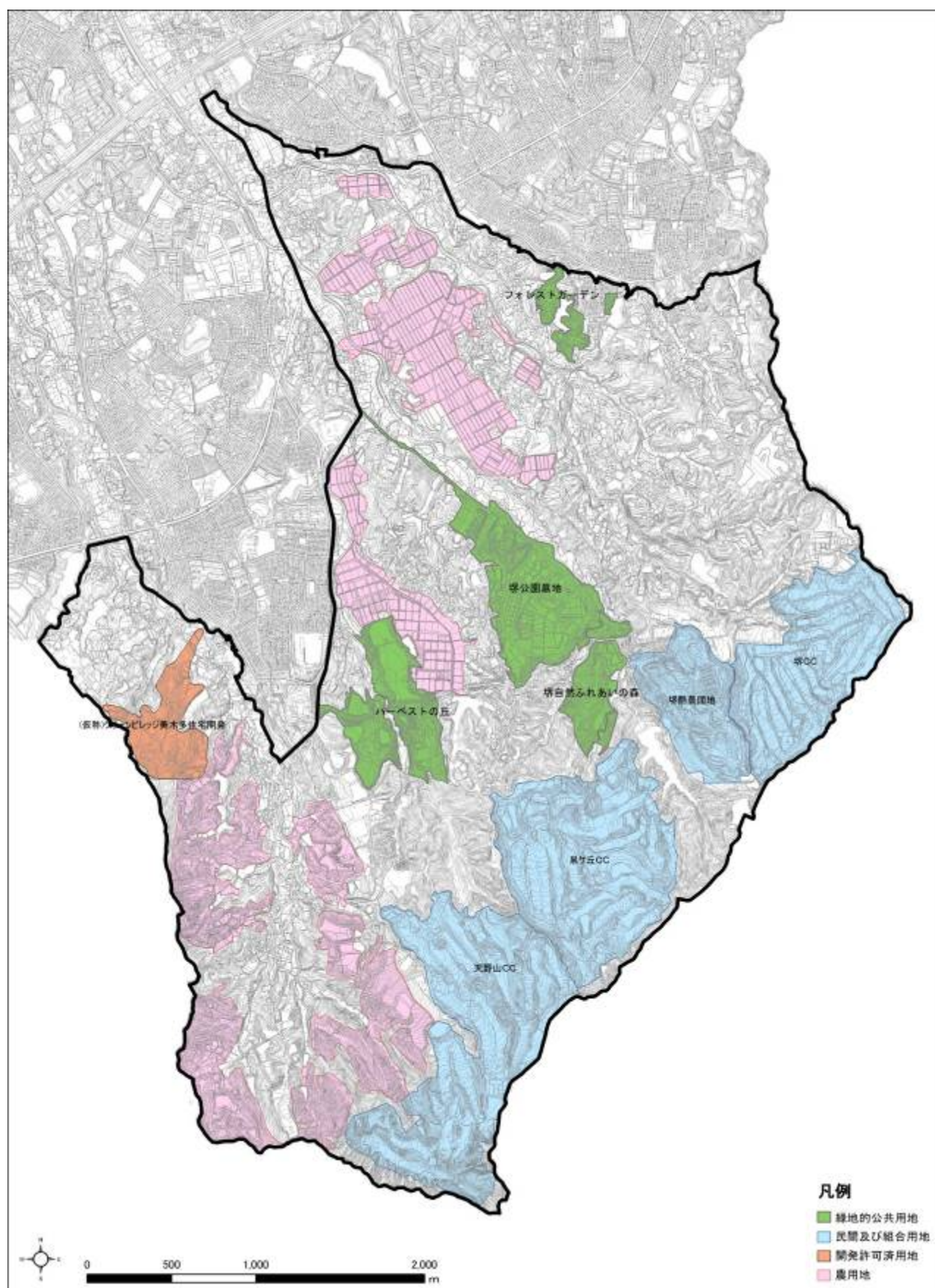


図 6.3.6 安定した土地利用区域図

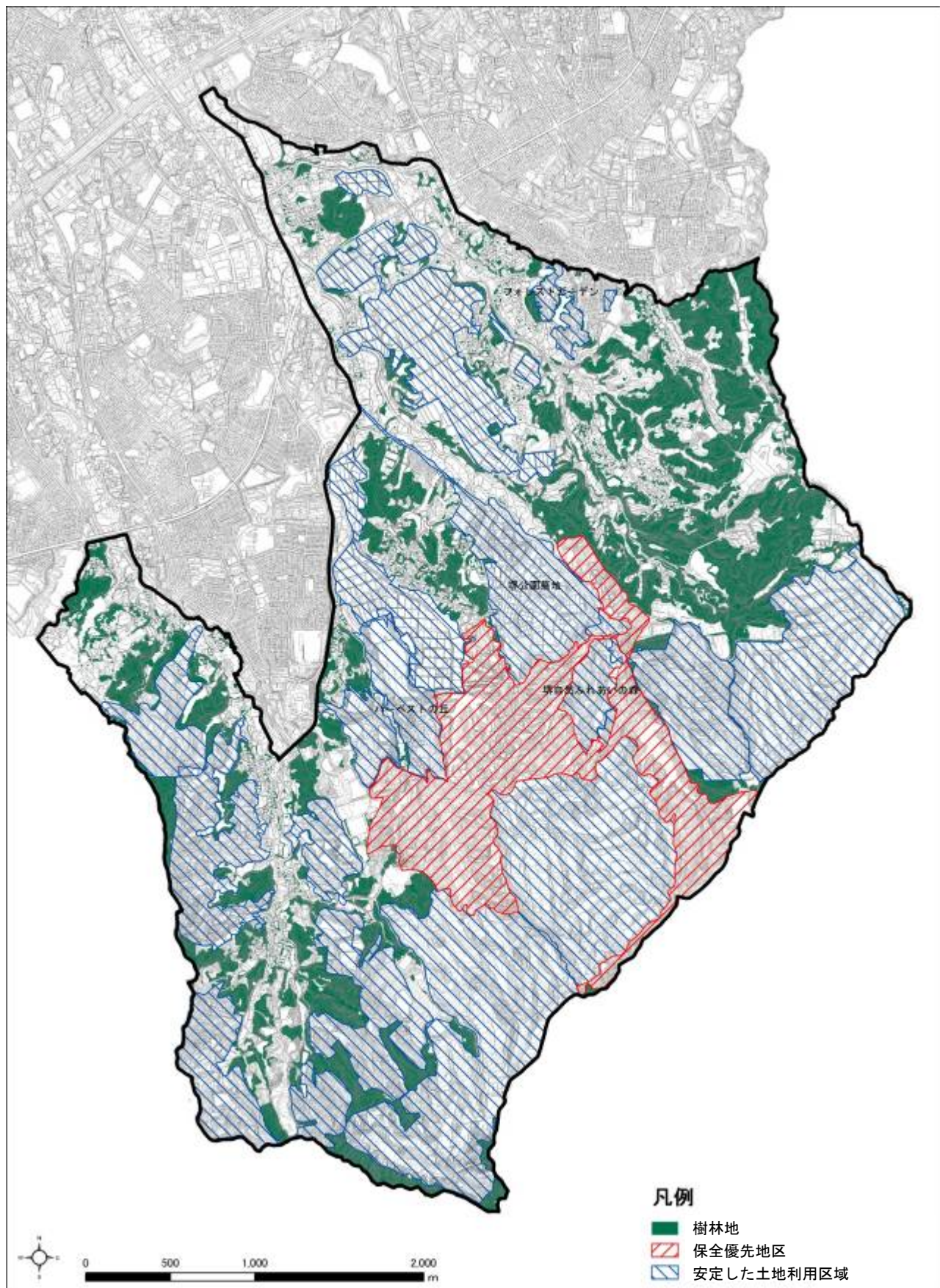


図 6.3.7 保全優先地区及び安定した土地利用区域以外の樹林地

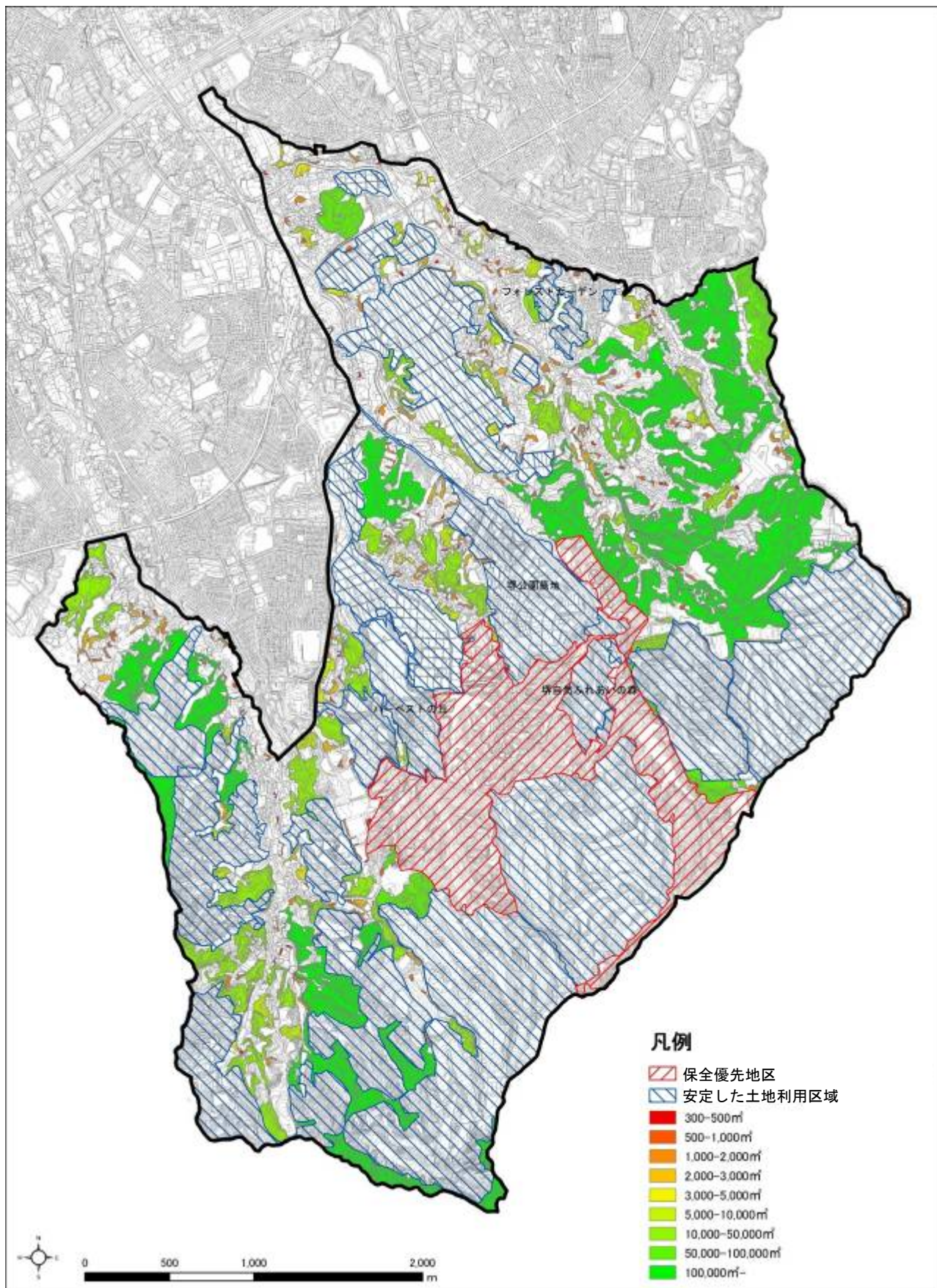


図 6.3.8 保全地区（保全優先地区以外の緑地）

4 施策の体系

南部丘陵に残された緑地（樹林地）の多くは民有地であり、所有者は、維持管理や相続税等の負担を抱えている。

土地所有者に対し緑地を持ち続けられるように、緑地保全制度の指定を推進する。保全された緑地は、土地所有者だけでなく、市、市民、事業者との協働のもと維持管理を進める。さらに、環境共生のまちづくりの視点による人と里地里山の関わりの再生や地域の振興・活性化に寄与する緑地の利用・活用を推進する。

緑地保全制度の指定地では、買取りの希望等への対応を行い、緑地としての保全を継続する。

以上の事項を踏まえ、南部丘陵の緑地保全についての施策の方針と具体的な施策を次のように定める。

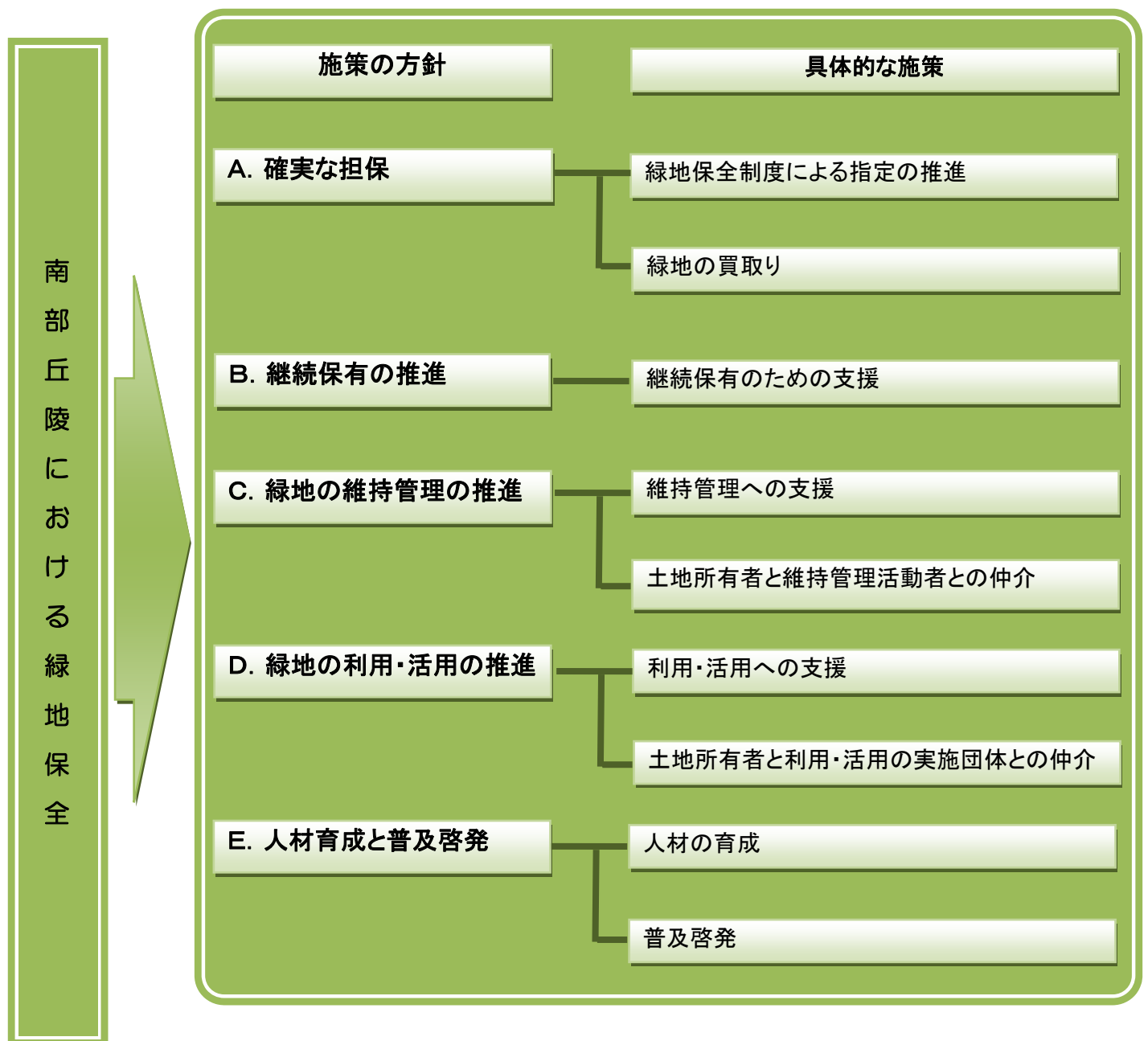


図 6.4.1 施策の体系図

A. 確実な担保

(1) 緑地保全制度による指定の推進

1) 保全優先地区（特に保全を優先すべき地区）

○適用すべき制度の展開について

保全優先地区（特に保全を優先すべき地区）において、緑地保全に最も有効な緑地保全制度について、次の5つの制度を対象に検討を行った。

対象は、都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」、「緑地保全地域」、「市民緑地」、都市公園法に基づく「都市林」、堺市緑の保全と創出に関する条例に基づく「保全緑地」の各制度である（P65 付表参照）。

- ・「保全緑地」は、緑地保全の担保性について行為の届出義務はあるものの、設置・契約期間等の条件から担保性が低いと考えられ、候補から除く。
- ・「都市林」は、土地所有者は所有権を失うことから永続して所有したい土地所有者にとっては整合しないことも考えられる。また、市にとっては、用地購入、用地管理に関するコストが集中することが考えられ、候補から除く。
- ・「市民緑地」は、制度の趣旨等から、地方公共団体等と土地所有者が契約を締結し、広く市民の利用に供する緑地として確保することになり、公の施設として公開を望まない土地所有者にとっては、整合しないことも考えられる。また、緑地保全の担保性については、契約期間等の条件から高くないと考えられ、候補から除く。
- ・「特別緑地保全地区」及び「緑地保全地域」は、開発行為の制限について、「特別緑地保全地区」は許可制であり、「緑地保全地域」が届出制であることから「特別緑地保全地区」は「緑地保全地域」より緑地保全の担保性が高い。また、所有者の負担について、「特別緑地保全地区」は土地の買い入れを要求することもできることから、保有コストが課題である所有者にとってはメリットが大きいとも考えられる。

以上のことから、保全優先地区における最も有効な緑地保全制度は、「特別緑地保全地区」であるとする。

○具体的な施策の展開について

保全優先地区において、緑地保全制度を適用した具体的な施策の展開について検討を行った。

「特別緑地保全地区」については、都市計画による指定となるため、区域を明確にする必要があるが、測量等の調査に時間を要することから、直ちに保全優先地区全域の指定を行うことは困難である。

よって、保全優先地区における「特別緑地保全地区」の全域指定を長期的な視野で見据え、条件の整った場所から順次指定を進めることとする。指定に至るまでは、維持管理・活用を踏まえたその他の緑地保全制度と併用して総合的に進めることが望ましいと考える。

具体的には、指定の手続きに時間を要せず、維持管理・活用による保全が可能な「市民緑地」と「保全緑地」の制度の運用が考えられる。

2) 保全地区（特に保全を優先すべき地区以外の緑地）

保全地区（特に保全を優先すべき地区以外の緑地）において、緑地保全に有効な緑地保全制度について、検討を行った。

保全地区は、保全優先地区以外の緑地であり、将来の土地利用が不安定な緑地であることから、行為の規制等が比較的緩やかで、維持管理・活用による緑地保全の制度が効果的であると考えられる。

具体的には、都市緑地法に基づく「市民緑地」と堺市緑の保全と創出に関する条例に基づく「保全緑地」の各制度の運用である。

また、保全地区は 314 箇所、面積合計 343.3ha と南部丘陵に点在していることから、抽出された緑地（樹林地）の特性をカルテとしてあらかじめ把握、集計、公開することで、カルテの総合的な評価を通して、具体的な緑地（樹林地）の保全に対する市民や地権者の意向に応じて保全策を講じることが望ましいと考える。

表 6.5.1 南部丘陵における緑地保全制度について

名 称	特別緑地保全地区	保全緑地	市民緑地
根拠法令	都市緑地法	堺市緑の保全と創出に関する条例	都市緑地法
対象緑地	保全優先地区	保全優先地区 保全地区	保全優先地区 保全地区
要 件	次のいずれかに該当するもの ・遮断緑地、緩衝地帯、避難地帯である緑地 ・神社、寺院、遺跡と一体となった、景観が優れた緑地 ・風致景観が優れた緑地 ・動植物の生育地・生息地で保全が必要な緑地	都市の良好な自然環境及び景観の形成並びに動物の生息地又は植物の生育地の確保のために必要と認められるもの	・公の施設として公開できる緑地 ・都市計画区域内の 300m ² 以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物が対象 ・特別緑地保全地区内の土地も可 ・契約期間は 5 年以上
決定・設置方法	都市計画決定（地域地区）	条例に基づく指定	所有者と市が契約を締結し、法に基づく公告により設置
期 間	永年	特に定めない	5 年以上
管理形態	・土地所有者の管理 ・管理協定制度を併用し市または緑地管理機構が管理する形態も可能	土地所有者の管理	・市が管理 ・管理協定等により第三者が管理する形態も可能
行 為 の制限	原則として樹林に影響を与える行為は禁止	樹林に影響を与える行為は、事前に市長へ届出	管理・運営に必要な行為の制限や禁止事項あり
優 遇 措置等	・課税対象の土地（山林）の評価が 2 分の 1 に減額（固定資産税評価） ・相続税が課税上 8 割評価減（非営利林の場合） ・市に対する買入れの申出が可能 ・市へ売却する場合、譲渡所得について 2,000 万円の特別控除	緑地の所有者又は管理者への保全のための支援が可能	・無償借地の場合、固定資産税、都市計画税が非課税 ・20 年以上の契約により、相続税 2 割評価減

(2) 緑地の買取り

土地所有者が相続等やむを得ない事態に際し、保全優先地区の緑地においては、特別緑地保全地区に指定されている緑地または、特別緑地保全地区に指定する緑地を条件に緑地の買取りに対応する。

表 6.5.2 特別緑地保全地区内の土地の買入れ制度について

土地の買入れの要件	次の要件全てに該当する場合 ・ 緑地の保全上必要があると認められる場合 ・ 行為の許可を受けることができない場合 ・ 土地の利用に著しい支障を来たす場合 ・ 土地所有者が、その土地を市に買入れるべき旨申し出があった場合
買入れの主体	・ 市 ・ 大阪府や緑地管理機構（公益法人・特定非営利活動法人）も制度上可能
価額の評価	・ 買入れをする場合、土地の価額は時価 ・ 地価公示価格または、不動産鑑定士の鑑定価格等を考慮して算定された適正な価額
買入れた土地の管理	買入れた土地は、特別緑地保全地区の制度の主旨に適合するよう都市公園制度等を活用して管理
税 制	・ 所得税：譲渡所得について 2,000 万円控除 ・ 法人税：譲渡所得と土地の価額との差額、または 2,000 万円の小さい方を損金算入

B. 継続保有の推進

緑地の所有者が、緑地として継続して保有することを推進するため、保全優先地区において、特別緑地保全地区、市民緑地、保全緑地のいずれかの緑地保全制度により指定されている緑地の内、一定の要件を満たす所有者に対して支援を行う。

表 6.6.1 継続保有のための支援制度について

継続保有のための支援	対 象	保全優先地区において、次のいずれかに該当するもの ・ 特別緑地保全地区（法）指定の土地所有者 ・ 市民緑地（法）指定の緑地で 10 年以上の契約を締結する土地所有者 ・ 保全緑地（条例）指定の緑地で 10 年以上の保全協定※を締結する土地所有者
	支援内容	○ 保全協力金の支給 ○ 不法投棄対策の支援 ・ 啓発 ・ 清掃支援 ・ フェンスの設置等
	※保全協定の締結（保全緑地のみ）	○ 協定の締結事項 ・ 緑地の区域 ・ 緑地の保全に関する事項 ・ 協定期間 ・ 協定に違反した場合の措置 ○ 協定期間：10 年

C. 緑地の維持管理の推進

(1) 維持管理への支援

多様な動植物が生育・生息する健全な樹林地に再生するために、緑地保全制度により指定されている緑地のうち、必要な箇所について、間伐を主体とした手入れや下草刈り等の維持管理を推進する。

緑地の維持管理にあたっては、一定の要件を満たした場合、活動への助成を行う。

表 6.7.1 維持管理への支援について

維持管理助成制度	○維持管理助成金 ・土地所有者または、緑のまちづくり活動団体^{※1}が樹林地において間伐や下草刈り等の管理を行う場合、維持管理助成金を支給 ・緑のまちづくり活動団体が維持管理活動を行う場合は、土地所有者の同意書が必要 ○資材・備品の支援 ・維持管理に必要な資材の支給 ・備品の貸与
維持管理施設整備等助成制度	- 維持管理に必要な施設の整備助成 ・管理用通路、倉庫、簡易トイレ等

^{※1} 緑のまちづくり活動団体：堺市緑の保全と創出に関する条例に基づいて認定された団体。

(2) 土地所有者と維持管理活動を行う市民活動団体や CSR 活動を行う企業との仲介

緑地の維持管理については、土地所有者が実施できない場合も考えられることから、維持管理活動を行う市民活動団体やCSR活動^{※2}を行う企業が参画できるように、一定の要件を満たす土地所有者との仲介を行う。

表 6.7.2 土地所有者と維持管理活動を行う市民活動団体や CSR 活動を行う企業との仲介について

維持管理活動者と所有者の仲介	- 土地所有者と維持管理活動を行う市民活動団体や CSR 活動を行う企業との仲介 ・土地所有者の意向と緑地の確認 ・維持管理活動を行う市民活動団体や CSR 活動を行う企業の意向の把握 ・土地所有者と維持管理活動を行う市民活動団体や CSR 活動を行う企業と市による管理協定の締結
----------------	---

^{※2}CSR活動：Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任。企業は利益の追求だけでなく、環境保護・人権擁護・地域貢献など社会的責任を果たすべきであるとする経営理念。

D. 緑地の利用・活用の推進

(1) 利用・活用への支援

緑地保全制度により指定されている緑地の維持管理で生じた資源の有効活用や農林業的利用等、里地里山の利用・活用の促進により、人と里地里山の関わりの再生を推進する。

緑地の利用・活用を行うために、一定の要件を満たした場合、必要な施設整備の助成を行う。

表 6.8.1 利用・活用への支援について

施設整備助成制度	緑地の利用・活用に必要な施設の整備助成 ・ 活動拠点（観察小屋、管理小屋等）の整備 ・ 散策路、管理用道路の整備 ・ 田畑や水路等の復元
----------	---

(2) 土地所有者と利用・活用の実施団体との仲介

緑地の利用・活用については、土地所有者が実施できない場合も考えられることから、利用・活用を行う市民活動団体や CSR 活動を行う企業が参画できるように、一定の要件を満たす土地所有者との仲介を行う。

表 6.8.2 土地所有者と利用・活用の実施団体との仲介について

利用・活用推進制度	土地所有者と利用・活用の実施団体※との仲介 ・ 土地所有者の意向と緑地の確認 ・ 利用・活用の実施団体の意向の把握 ・ 土地所有者と利用・活用の実施団体と市による協定の締結
-----------	---

※ 利用・活用の実施団体：利用・活用を行う市民活動団体や CSR 活動を行う企業。

E. 人材育成と普及啓発

南部丘陵の緑地保全に係る各施策を推進するにあたっては、人材育成と普及啓発が重要である。

(1) 人材の育成

南部丘陵の緑地の維持管理活動を行う人材の育成を目的とした支援を行う。

表 6.9.1 人材育成への支援について

人材育成支援	・維持管理に必要な技術等の講習会の開催 ・緑地保全に関わる指導者の育成 ・市民活動団体や CSR 活動を行う企業間の情報交換・交流のための支援
--------	---

(2) 普及啓発

南部丘陵の緑地の魅力や保全の意義を啓発・PR するほか、緑地保全活動へ参画する市民、事業者に対する表彰を行うなど、普及啓発を行う。

表 6.9.2 普及啓発について

普及啓発	・パブリシティ※活動による南部丘陵の緑地や地域の魅力の発信（市民活動団体や CSR 活動を行う企業等の PR など） ・イベント等の開催 ・表彰 ・緑の保全基金の PR
------	--

※パブリシティ：政府・企業・団体がマスメディアを通じて望ましい情報の伝達をめざす活動。

第7章 緑地保全施策の具体的推進における今後の課題

南部丘陵における緑地保全施策を具体的に推進するためには、以下の課題が整理できる。

○普及啓発の継続実施

南部丘陵における緑地保全施策を具体的に推進するにあたり、土地所有者をはじめとする市民の理解と協力を得ることが不可欠である。

そのためには、特別緑地保全地区をはじめとする保全制度の周知や保全施策を推進するための働きかけを継続的に実施する。

さらに、市、市民、事業者が協働により緑地保全を推進するためには、南部丘陵における緑地の価値や魅力、保全の必要性等を市内外にも広く発信、普及するためのプロモーション活動を行うことが求められる。

○財源の確保

南部丘陵の緑地保全を具体的に推進するためには、現在の経済状況から勘案すると市の財源の支出を安定的に確保するには限界があり、別途安定的な財源の確保が不可欠である。

そのためには、従来の一般会計や公募債などの財源支出に加え、ふるさと納税制度の活用やCSR活動を行う企業等からの寄付などにより、現在設けられている堺市緑の保全基金を拡充する必要がある。なお、保全基金の運用に際しては、事業内容や財政面も含め公開性を確保されたい。

○実施の体制と運用

南部丘陵の緑地保全施策を具体的に推進するためには、市だけでなく、市民、事業者がお互いに連携・協働する実施の体制づくりとその運用のあり方が課題である。

そのためには、堺市緑の保全と創出に関する条例に基づき、南部丘陵における緑地を将来の世代に継承されるように、市、市民、事業者が目標を共有するとともに、協働のもと適切に役割分担した実施の体制づくりと効率的な運用が求められる。

付 表 緑 地（樹 林 地）保 全 制 度

		法に基づく制度				条例に基づく制度
根拠法令 名 称		都市緑地法		都市公園法		堺市緑の保全と創出に関する条例
趣 旨 等		特別緑地保全地区	緑地保全地域	市民緑地	都市公園（都市林）	保全緑地
		都市における良好な自然的環境となる緑地において、一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度	里地里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度	土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度	主として貴重な自然環境の保全、動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護のため、市が公有地化	都市の良好な自然環境及び景観の形成並びに動物の生息地又は植物の生育地の確保のために指定する制度
要件	対 象	市内全域				
	指定等の基準	●次のいずれかに該当するもの ①無秩序な市街化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの ②神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて当該地域において伝統的、文化的意義を有するもの ③次のいずれかに該当し、かつ、当該地域の住民の健全な生活環境を維持するために必要なもの ・風致又は景観が優れているもの ・動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの	●次のいずれかに該当するもの ①無秩序な市街化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの ②地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの ●当該緑地保全地域内の緑地の保全に関する計画(緑地保全計画)を定める ①行為の規制又は措置の基準 (以下は必要に応じて定める) ②緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項 ③管理協定に基づく緑地の管理に関する事項 ④その他緑地保全地域内の緑地の保全に関し必要な事項	●都市計画区域内の300㎡以上の土地又は人工地盤、建築物その他の工作物が対象 ●特別緑地保全地区及び緑地保全地域内の土地等も市民緑地の対象 ●契約期間は5年以上	主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的として指定するが、要件に定めは無し	●指定の要件は次のいずれかに該当するもの 都市の良好な自然環境及び景観の形成並びに動物の生息地又は植物の生育地の確保のために必要と認められるもの
	決定権者等 /決定方法等	市長/都市計画決定(地域地区)		市長/土地所有者等と市が契約を締結し、法に基づく公告により設置	市長/都市計画決定(都市計画施設)又は市が設置する公園・緑地については法に基づく公告により設置	市長/条例に基づく指定
	設置・契約期間	永年指定		5年以上	永年設置	特に定めは無し
効果	管理の形態	●原則、土地所有者による管理 ●管理協定制度を併用し市または緑地管理機構が管理する形態も可能		●市が地方自治法上の「公の施設」として管理(堺市緑の保全と創出に関する条例に管理に関する事項を規定) ●地域住民等による自主的な管理や緑のまちづくり活動団体等に管理の一部を委託可能 ●管理協定制度を併用し緑地整備機構が管理する形態も可能	●市が管理 ●指定管理者制度を用いる方法もあり	●原則、土地所有者による管理 ●土地所有者が変更になった場合は市長に届出
	行為の制限	●下記行為に市長の許可が必要 ①建築物その他工作物の新築、改築又は増築 ②宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 ③木竹の伐採 ④水面の埋立て又は干拓 ⑤屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 など ●国または地方公共団体が行う行為、その他通常の実管理行為等は許可の適用除外	●下記行為に市長への届出が必要(原則、届出後30日は行為の着手は不可) ①建築物その他工作物の新築、改築又は増築 ②宅地の造成、土地の開墾、土石の採取、鉱物の採掘その他の土地の形質の変更 ③木竹の伐採 ④水面の埋立て又は干拓 ⑤屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 など ●国または地方公共団体が行う行為、その他通常の実管理行為等は許可の適用除外 ●市長は、緑地の保全のため必要があると認めるときは、緑地保全計画で定める基準に従い、行為の禁止若しくは制限、又は必要な措置を講ずることを命令すること可能(原則として届出後30日以内)	●行為の規制(堺市緑の保全と創出に関する条例) ①行為の制限(出店、行商、募金等の行為、業としての写真又は映画の撮影、興行、催しのための独占など) ②行為の禁止(市民緑地を損傷し又は汚損、植物採取し又は損傷、鳥獣や魚類等の捕獲または殺傷、車両の乗り入れ、土石の採取その他の土地の形質の変更、工作物の設置、風俗を乱すことなど) ●契約内容に下記を定める ①市民緑地契約の対象となる土地等の区域 ②市民緑地の保全や利用のために必要な施設整備に関する事項 ③緑化施設の整備に関する事項(人工地盤・建築物などの場合) ④市民緑地の管理の方法に関する事項 ⑤市民緑地の管理期間 ⑥契約に違反した場合の措置	●行為の規制(堺市公園条例) ①行為の制限(出店、行商、募金等の行為、業としての写真又は映画の撮影、興行、催しのための独占など) ②行為の禁止(公園を損傷、又は汚損、植物採取し又は損傷、鳥獣や魚類等の捕獲または殺傷、車両の乗り入れ、土石の採取その他の土地の形質の変更、工作物の設置、風俗を乱すことなど) ●都市公園の都市計画区域内における建築の許可	●下記行為に市長への届出が必要 ①建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ②宅地の造成、土石の採取又はたい積その他の土地の形質の変更 ③樹木等の伐採 ④水面の埋立て ⑤その他規則で定めるもの ●市長の許可を受けて行う行為については、この限りでない
	土地所有者や契約者、市への優遇措置等	●固定資産税評価額減免(最大2分の1まで) ●相続税(山林及び原野)が評価減(8割) ●相続税の延納利子税の利率を、課税相続財産の価格に占める不動産等の価格の割合に応じて引き下げ ●行為の制限を受けることにより土地の利用に著しい支障を来す場合、その土地の買入れを申し出ることが可能 ●管理協定を締結し、さらに貸付期間20年以上等の要件に該当する場合、さらに2割評価減となり、土地の所有コスト軽減が可能 ●損失補償が可能 ●損失補償、土地の買入れ、施設整備等に要する費用について、その一部を国が補助することが可能 ●土地の買入れに伴う税制優遇として、所得税を譲渡所得について2,000万円控除、法人税を譲渡所得と土地の価額との差額又は2,000万円の小さい方を損金参入	●管理協定を締結した場合、緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象 ●損失補償が可能(ただし土地の買い取りは不可)	●優遇税制により、土地の所有コストを軽減 ①契約期間が20年以上等の要件に該当する場合、相続税が2割評価減 ②土地を地方公共団体に無償で貸し付けた場合には、土地の固定資産税及び都市計画税が非課税 ●緑地環境整備総合支援事業において緑地の公開に必要な施設の整備が国の補助対象	●用地の取得に伴う税優遇制度 所得税を譲渡所得について、5,000万円控除	管理者、土地所有者への支援(管理支援)
	緑地保全の担保性	高(永年指定・許可制による担保・買い取り制度)	中(永年指定・届出制による担保)	中(土地所有者等と市との契約による担保)	高(永年設置・公的管理)	低(届出制による担保)
	土地所有者の負担等	●所有権を持ち、行為の制限をうけるが、税制優遇制度、損失の補償制度が用意され、保有コストの軽減化が可能 ●土地の買入れ制度を活用した場合は、保有コストがなくなる ●土地所有者による管理について、法に基づく管理協定や市民緑地制度と併用することで、管理に関する負担の軽減が可能	●所有権を持ち、緩やかな行為の制限(行為の届出)をうけるが、損失の補償制度が用意されており、保有コストの一定の軽減化が可能 ●所有者による管理について、法に基づく管理協定や市民緑地制度と併用することで、管理に関する負担の軽減が可能	●所有権を持ち、契約と条例に基づく行為の規制をうけるが、税制優遇制度による保有コストの一定の軽減化が可能 ●市又は緑地管理機構による管理	市に売却することで、緑地の保有に関するコストがなくなるが、所有権を失う	所有権を持ち、緩やかな行為の制限(行為の届出)を受けるが、管理に関する支援により管理に関する所有者の負担は軽減
	市負担等	●損失補償、買い取りに際して市コストが発生するが、国の補助制度の活用による軽減化が可能 ●管理協定や市民緑地制度を併用した場合、市または緑地管理機構による管理	●損失補償に際して市コストが発生するが、国の補助制度の活用による軽減化が可能 ●管理協定や市民緑地制度を併用した場合、市または緑地管理機構による管理	管理に関する市コストが発生	用地の購入、整備、管理に要する市コストが発生	管理支援にかかる市コストが発生
主な指定実績事例 (H22年度末時点)		●全国で419箇所、約2,369ha ●横浜市、川崎市、名古屋市などで多く指定されており、関西では少ない ●神戸市で金鳥山・十文字山地区外20地区、461.6ha	なし	●全国で162箇所、約90ha ●東京都世田谷区・練馬区、名古屋市などで多く指定されており、関西では少ない ●大阪府下では枚方市香陽市民緑地、松原市おおいけ市民緑地の2箇所	堺自然ふれあいの森 (指定管理者による管理)	なし

資料

堺市緑の政策審議会開催の経過

	開催年月日	内容
平成 22 年度第 1 回 堺市緑の政策審議会	平成 22 年 10 月 7 日	南部丘陵における緑地保全の仕組みづくりについて（諮問）
平成 22 年度第 1 回 堺市緑の政策審議会部会	平成 22 年 10 月 18 日	南部丘陵の現状と課題について
平成 22 年度第 2 回 堺市緑の政策審議会部会	平成 22 年 11 月 15 日	南部丘陵の緑地保全のあり方について
平成 22 年度第 3 回 堺市緑の政策審議会部会	平成 22 年 12 月 13 日	中間答申案について
平成 22 年度第 2 回 堺市緑の政策審議会	平成 23 年 1 月 13 日	中間答申案について
中間答申	平成 23 年 1 月 20 日	
平成 23 年度第 1 回 堺市緑の政策審議会部会	平成 23 年 4 月 27 日	南部丘陵における植生調査結果について
平成 23 年度第 2 回 堺市緑の政策審議会部会	平成 23 年 6 月 2 日	特に保全を優先すべき地区における保全・活用の具体的方策について
平成 23 年度第 3 回 堺市緑の政策審議会部会	平成 23 年 6 月 30 日	特に保全を優先すべき地区における自然科学的分析と評価（案）、緑地保全方策について
平成 23 年度第 4 回 堺市緑の政策審議会部会	平成 23 年 8 月 4 日	緑地保全に関する事例紹介について
平成 23 年度第 1 回 堺市緑の政策審議会	平成 23 年 8 月 19 日	南部丘陵における緑地保全の仕組みづくりについて（部会中間報告）
平成 23 年度第 5 回 堺市緑の政策審議会部会	平成 23 年 10 月 6 日	緑地保全方策と事業化のイメージの検証について 財源の考え方と施策の推進体制について 答申に向けて
平成 23 年度第 2 回 堺市緑の政策審議会	平成 23 年 10 月 26 日	南部丘陵における緑地保全の仕組みづくりについて（答申素案）
平成 24 年度第 1 回 堺市緑の政策審議会部会	平成 24 年 10 月 24 日	南部丘陵における緑地保全の仕組みづくりについて（答申案）
平成 24 年度第 3 回 堺市緑の政策審議会	平成 24 年 11 月 12 日	南部丘陵における緑地保全の仕組みづくりについて（答申案）